

昭和二十五年法律第二百一十一号

地方交付税法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合の額並びに地方法人税の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるといふに国が交付する税をいう。
- 二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。
- 三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十一条の規定により算定した額をいう。
- 四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。
- 五 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう。
- 六 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当たりの費用(当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定を適用した後の測定単位の単位当たりの費用)で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乘すべきものをいう。

第三条 総務大臣は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税(以下「交付

税」という。)の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることを旨として交付しなければならない。

2 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその使途を制限してはならない。

3 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容を備えるようにしなければならない。

(総務大臣の権限と責任)

第四条 総務大臣は、この法律を実施するため、次に掲げる権限と責任とを有する。

- 一 毎年度分として交付すべき交付税の総額を見積もること。
- 二 各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、及びこれを交付すること。
- 三 第十条、第十五条、第十九条又は第二十条の二に規定する場合において、各地方団体に對する交付税の額を変更し、減額し、又は返還させること。
- 四 第十八条に定める地方団体の審査の申立てを受理し、これに対する決定をすること。
- 五 第十九条第七項(第二十條の二第四項において準用する場合を含む。)に定める異議の申出を受理し、これに対する決定をすること。
- 六 第二十条に定める意見の聴取を行うこと。
- 七 交付税の総額の見積り及び各地方団体に交付すべき交付税の額の算定のために必要な資料を収集し、及び整備すること。
- 八 収集した資料に基づき、常に地方財政の状況を把握し、交付税制度の運用について改善を図ること。
- 九 前各号に定めるもののほか、この法律に定める事項

(交付税の算定に関する資料)

第五条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を総務大臣に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を都道府県知事に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

4 基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に關係がある国の行政機関(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項の機関、デジタル庁並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の機関をいう。以下「関係行政機関」という。)は、総務大臣が要求した場合においては、その所管に係る行政に關し、総務大臣の要求に係る交付税の総額の算定又は交付に關し必要な資料を総務大臣に提出しなければならない。

(交付税の総額)

第六条 所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入額の百分の五十、消費税の収入額をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十、消費税の収入見込額の百分の十九・五並びに地方法人税の収入見込額に相當する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

(交付税の種類等)

第六条の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の九十四に相當する額とする。

3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の六に相當する額とする。

(特別交付税の額の変更等)

第六条の三 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる

場合においては、当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする。

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

- イ 各税目ごとの課税標準額、税率、測定見込額及び徴収見込額
- ロ 使用料及び手数料
- ハ 起債額
- ニ 国庫支出金
- ホ 雑収入

二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

- イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
- ロ 国庫支出金に基く経費の総額
- ハ 地方債の利子及び元金償還金

第八条 各地方団体に対する交付税の額は、毎年度四月一日現在により、算定する。

(廃置分合又は境界変更の場合の交付税の措置)

第九条 前条の期日後において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該地方団体に対する交付税の措置については、左の各号の定めるところによる。

- 一 廃置分合に因り一の地方団体の区域がそのまま他の地方団体の区域となつたときは、当該廃置分合の期日後は、当該廃置分合前の地方団体に對して交付すべきであった交付税の額は、当該地方団体の区域が新たに属することとなつた地方団体に交付する。
- 二 廃置分合に因り一の地方団体の区域が分割されたとき、又は境界変更があつたときは、当該廃置分合又は境界変更の期日後は、当該廃置分合又は境界変更前の地方団体に對して交付すべきであった交付税の額は、総務省令で定めるところにより、廃置分合若しくは境界

変更に係る区域又は境界変更に係る区域を除いた当該地方団体の区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に對し交付すべきであった交付税の額にあん分し、当該あん分した額を廃置分合若しくは境界変更に係る区域が属することとなった地方団体又は境界変更に係る区域が属していた地方団体に對し、それぞれ交付する。

(普通交付税の額の算定)

第十条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に對して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。）とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

3 総務大臣は、前二項の規定により交付すべき普通交付税の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。但し、交付税の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、九月一日以後において、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更することができる。

4 総務大臣は、前項の規定により普通交付税の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

5 第三項ただし書の規定により一部の地方団体について既に決定した普通交付税の額を変更した場合においては、それがために他の地方団体について既に決定している普通交付税の額を変更することはしないものとする。

6 当該年度分として交付すべき普通交付税の総額が第二項但書の規定により算定した各地方団体に對して交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとする。

(基準財政需要額の算定方法)
 第十一条 基準財政需要額は、測定単位の数値を第十三条の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乘じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。
 (測定単位及び単位費用)
 第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの(次項において「個別算定経費」という。)の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

地方団体の種類	測定単位
一 警察費	警察職員数
二 土木費	道路橋道路の面積
三 河川費	河川の延長
四 その他	人口
五 港灣費	港灣における係留施設の延長
六 漁港における係留施設の延長	漁港における係留施設の延長
七 漁港における外郭施設の延長	漁港における外郭施設の延長
八 小学校教職員数	小学校教職員数
九 中学校教職員数	中学校教職員数
十 高等学校教職員数	高等学校教職員数
十一 特別支教職員数	特別支教職員数
十二 生徒数	生徒数
十三 学級数	学級数

5 その他人口
 高等専門学校及び大学の学生の数
 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数

八 補正予算償還費
 平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
 平成十四年度及び平成十六年度から令和三年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

1 厚生労働費
 生活保町村部人口

九 地方税減取補填償還費
 平成十四年度から令和三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

2 社会福祉費
 衛生費人口
 高齢者六十五歳以上人口
 保健福祉費
 七十五歳以上人口

十 財源対策償還費
 平成十四年度から令和三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額

3 農業行農家数
 林野行公有以外の林野の面積
 公有林野の面積
 水産行水産業者数

十一 減税個人の道府県民税に係る特別減補填償還費
 平成八年度及び平成十四年度から平成十八年度までの各年度から平成十八年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

4 農工商人口
 総務費
 徴税費
 世帯数
 恩給費
 恩給受給権者数
 地域振人口
 災害復旧費

十二 臨時財源対策のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

5 生活保町村部人口
 衛生費人口
 高齢者六十五歳以上人口
 保健福祉費
 七十五歳以上人口

十三 東日平成大平成二十四年度から令和三年度までの各年度において東日本大震災等緊急防災対策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

こととして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額。(以下同じ。)

令和三年費に充てるため平成十三年度から令
 度までの和三年度までの各年度において発行
 各年度ののうち当該各年度の財源対策のため
 財源対策のうち当該各年度の財源対策のため
 のため当該発行について同意又は許可を得た地
 該各年度方債として総務大臣が指定するもの
 においての額

いて同意
 又は許可
 を得た地
 方債の額
 四十六 (1) 地方税法等の一部を改正する千
 個人の道法律(平成六年法律百一十一号。以
 府県民税下この号において「地方税法等改正
 又は市町法」という。)第一条の規定による改
 村民税に正前の地方税法附則第三条の四の規
 係る特別定による個人の道府県民税又は市町
 減税等に村民税に係る特別減税による平成六
 による平成 年度及び平成七年度の減収額
 六年度か(2) 所得税法等の一部を改正する
 ら平成八法律(平成十九年法律第六号)第十
 年度まで二条の規定による改正前の租税特別
 及び平成措置法(昭和三十三年法律第二十六
 十四年度号)第八十六条の四第一項に規定す
 から平成 普通乗用自動車の譲渡等に係る消
 十八年度 費率の特例の適用期間の終了
 までの各による平成六年度における消費税の
 年度の減収に減少に伴う道府県又は市町村
 収を補填に対して譲与される消費譲与税の額
 するため 減少による同年度及び平成七年度
 当該各年 の減収額
 度におい (3) 地方税法等改正法の施行によ
 て特別に個人の道府県民税又は市町村民税
 起こすこ 各年度の平成六年度から平成八年度までの
 とができ 各年度の減収額
 ることと (4) 地方税法及び国有資産等所在
 された地 市町村交付金法の一部を改正する法
 方債の額 律(平成九年法律第九号)第一条の
 規定による改正前の地方税法附則第
 三条の四の規定による個人の道府県
 民税又は市町村民税に係る特別減税
 による平成八年度の減収額
 (5) 地方交付税法等の一部を改正
 する法律(平成十八年法律第八号)
 第八条による改正前の地方特例交付
 金等の地方財政の特別措置に関する

法律(平成十一年法律第十七号)第
 十三條の規定により平成十四年度か
 ら平成十八年度までの各年度におい
 て起こすことができることとされた
 地方債の額
 (6) 地方財政法第三十三條の五の
 四の規定により平成十五年度から平
 成十八年度までの各年度において起
 こすことができることとされた地方
 債の額
 四十七 (1) 地方交付税法等の一部を改正す
 臨時財政 する法律(平成十五年法律第十号)
 対策のた 第三條の規定による改正前の地方財
 め平成十 政法第三十三條の五の二第一項の規
 四年度か 定により平成十四年度において起
 ら令和三 することができるとされた地方債
 年度まで の額
 (2) 地方交付税法等の一部を改正
 の各年度 する法律(平成十六年法律第十八号)
 において 第三條の規定による改正前の地方財
 特別に起 政法第三十三條の五の二第一項の規
 こすこと 定により平成十五年度において起こ
 ができる ずこととされた地方債
 こととさ ずこととされた地方
 られた地 債の額
 方債の額
 (3) 地方交付税法等の一部を改正
 する法律(平成十九年法律第二十四
 号)第三條の規定による改正前の地
 方財政法第三十三條の五の二第一項
 の規定により平成十六年度から平成
 十八年度までの各年度において起こ
 すことができるとされた地方債
 の額
 (4) 地方交付税法等の一部を改正
 する法律(平成二十二年法律第五号)
 第三條の規定による改正前の地方財
 政法第三十三條の五の二第一項の規
 定により平成十九年度から平成二十
 一年度までの各年度において起こす
 ことができることとされた地方債の
 額
 (5) 地方交付税法等の一部を改正
 する法律(平成二十三年法律第五号)
 第三條の規定による改正前の地方財
 政法第三十三條の五の二第一項の規
 定により平成二十二年において起
 こすことができることとされた地方
 債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正
 する法律(平成二十六年法律第五号)
 第五條の規定による改正前の地方財
 政法第三十三條の五の二第一項の規
 定により平成二十三年度から平成二
 十五年度までの各年度において起こ
 すことができることとされた地方債
 の額
 (7) 地方交付税法等の一部を改正
 する法律(平成二十九年法律第三号)
 第三條の規定による改正前の地方財
 政法第三十三條の五の二第一項の規
 定により平成二十六年から平成二
 十八年度までの各年度において起こ
 すことができることとされた地方債
 の額
 (8) 地方交付税法等の一部を改正
 する法律(令和二年法律第六号)第
 三條の規定による改正前の地方財政
 法第三十三條の五の二第一項の規
 定により平成二十九年から令和元年
 度までの各年度において起こすこと
 ができることとされた地方債の額
 (9) 地方財政法第三十三條の五の
 二第一項の規定により令和二年度及
 び令和三年度において起こすことが
 できることとされた地方債の額
 (1) 東日本大震災(平成二十三年十
 四月十一日に発生した東北地方太平
 洋沖地震及びこれに伴う原子力発電
 所の事故による災害をいう。以下同
 年度まで)からの復興を図ることを目的と
 の各年度して東日本大震災復興基本法(平成
 二十三年法律第七十六号)第二条に
 において定める基本理念に基づき平成二十四
 年度から平成二十七年までの間に
 震災全国 緊急防災 において実施する施策のうち全国的に、
 かつ、緊急に実施する防災及び減災
 施策等に ための施策に要する費用に充てる
 要する費 ため平成二十四年度から平成二十七
 用に充て 年度までの各年度において発行につ
 るため発 いて同意又は許可を得た地方債で総
 行につい 務大臣の指定するものの額
 て同意又 (2) 全国的に、かつ、緊急に実施
 は許可を する防災及び減災のための施策に要
 得た地方 する費用に充てるため平成二十五年
 債の額 度から令和三年度までの各年度にお

いて発行について同意又は許可を得
 た地方債で総務大臣の指定するもの
 の額(一)に掲げるものを除く。
 四十九 全国的に、かつ、緊急に実施する国千
 令和元年 土強靱化のための施策に要する費用円
 度から令に 充てるため令和元年度から令和三
 和三年度 年度までの各年度において発行につ
 までの各 いて同意又は許可を得た地方債で総
 年度にお 務大臣の指定するものの額
 いて国土
 強靱化施
 策に要す
 る費用に
 充てるた
 め発行に
 ついて同
 意又は許
 可を得た
 地方債
 の額
 4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第
 一に定めるとおりとする。
 5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第
 二に定めるとおりとする。
 6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由
 により前二項の単位費用を変更する必要がある
 場合には、国会の閉会中であるときに限り、
 政令で前二項の単位費用についての特例を設け
 ることができる。この場合においては、政府
 は、次の国会でこの法律を改正する措置をとら
 なければならない。
 (測定単位の数値の補正)
 第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定
 単位で、そのうちに種別があり、かつ、その種
 別ごとに単位当たりの費用に差があるものにつ
 いては、その種別ごとの単位当たりの費用の差
 に応じ当該測定単位の数値を補正することがで
 きる。
 2 前項の測定単位の数値の補正(以下「種別補
 正」という)は、当該測定単位の種別ごとの
 数値に、その単位当たりの費用の割合を基礎と
 して総務省令で定める率を乗じて行うものとす
 る。
 3 前条第三項及び前二項の規定により算定され
 た測定単位の数値は、地方団体ごとに、当該測
 定単位につき次に掲げる事項を基礎として次項

に定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。

一 人口その他測定単位の数値の多少による段階

二 人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの

三 地方団体の態容

四 寒冷度及び積雪度

4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した率とする。

一 前項第一号の補正（以下「段階補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて通減し、又は通増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る係数は、超過累進又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。この場合において、行政権能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる割合に応じて総務省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

二 前項第二号の補正（以下「密度補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて通減し、又は通増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累進又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いないで算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正（以下「態容補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に応じてそれぞれ割高となり、又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づい

て割高となり、又は割安となる割合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に応じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることができないか、又は適当でない）と認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口その他総務省令で定める数値）に multiplying 得た数値を合算した数値を当該率を multiplying しないで算定した市町村ごとの数値を合算した数値で除して算定する。

ロ 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいてその割高となり、又は割安となる割合を基礎として市町村の種類に応じ、総務省令で定める率を multiplying して算定した数値を当該率を multiplying しないで算定した数値で除して算定する。

ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費その他の経費で総務省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該経費を必要とする割合について、総務省令で定める指標により測定した総務省令で定める率を multiplying して算定した数値を当該率を multiplying しないで算定した数値で除して算定する。

四 前項第四号の補正（以下「寒冷補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が寒冷又は積雪の割合により割高となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに、地域の区分に応じそれぞれその割合となる割合を基礎として総務省令で定める率を当該地域における測定単位の数値（当該地域における測定単位の数値による）ができないか、又は適当でない）と認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口）に multiplying して得た数値を当該率を用いないで算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

五 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県		種類		地方団体の種類	
1	警察	警察職員数	段階補正	1	生活町村部人口
2	土木	道路の面積	密度補正、 寒冷補正及 び寒冷補正	2	社会人口
3	橋りよう	道路の面積	密度補正、 寒冷補正及 び寒冷補正	3	衛生人口
4	道路の延長	道路の延長	寒冷補正及 び寒冷補正	4	高齢六十五歳以上人口
5	河川の延長	河川の延長	寒冷補正	5	労働人口
6	港湾の延長	港湾における係留施設	寒冷補正	6	七十五歳以上人口
7	港湾の延長	港湾における外郭施設	寒冷補正	7	農業農家数
8	漁港の延長	漁港における外郭施設	寒冷補正	8	林野公有以外の林野の面積
9	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び密度補正	9	水産水産業者数
10	教育	小学校教職員数	寒冷補正及 び寒冷補正	10	行政費
11	中等教職員数	中等教職員数	寒冷補正及 び寒冷補正	11	行政費
12	高等教職員数	高等教職員数	寒冷補正及 び寒冷補正	12	行政費
13	生徒数	生徒数	寒冷補正及 び寒冷補正	13	行政費
14	特別教職員数	特別教職員数	寒冷補正及 び寒冷補正	14	行政費
15	支援学校	支援学校	寒冷補正及 び寒冷補正	15	行政費
16	学級数	学級数	密度補正	16	行政費
17	その他の人口	その他の人口	段階補正、 密度補正及 び寒冷補正	17	行政費
18	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	18	行政費
19	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	19	行政費
20	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	20	行政費
21	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	21	行政費
22	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	22	行政費
23	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	23	行政費
24	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	24	行政費
25	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	25	行政費
26	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	26	行政費
27	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	27	行政費
28	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	28	行政費
29	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	29	行政費
30	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	30	行政費
31	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	31	行政費
32	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	32	行政費
33	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	33	行政費
34	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	34	行政費
35	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	35	行政費
36	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	36	行政費
37	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	37	行政費
38	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	38	行政費
39	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	39	行政費
40	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	40	行政費
41	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	41	行政費
42	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	42	行政費
43	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	43	行政費
44	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	44	行政費
45	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	45	行政費
46	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	46	行政費
47	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	47	行政費
48	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	48	行政費
49	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	49	行政費
50	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	50	行政費
51	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	51	行政費
52	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	52	行政費
53	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	53	行政費
54	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	54	行政費
55	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	55	行政費
56	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	56	行政費
57	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	57	行政費
58	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	58	行政費
59	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	59	行政費
60	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	60	行政費
61	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	61	行政費
62	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	62	行政費
63	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	63	行政費
64	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	64	行政費
65	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	65	行政費
66	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	66	行政費
67	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	67	行政費
68	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	68	行政費
69	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	69	行政費
70	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	70	行政費
71	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	71	行政費
72	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	72	行政費
73	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	73	行政費
74	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	74	行政費
75	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	75	行政費
76	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	76	行政費
77	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	77	行政費
78	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	78	行政費
79	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	79	行政費
80	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	80	行政費
81	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	81	行政費
82	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	82	行政費
83	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	83	行政費
84	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	84	行政費
85	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	85	行政費
86	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	86	行政費
87	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	87	行政費
88	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	88	行政費
89	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	89	行政費
90	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	90	行政費
91	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	91	行政費
92	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	92	行政費
93	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	93	行政費
94	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	94	行政費
95	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	95	行政費
96	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	96	行政費
97	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	97	行政費
98	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	98	行政費
99	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	99	行政費
100	その他の人口	その他の人口	段階補正及 び寒冷補正	100	行政費

七 事業所税	前年度における事業所税の課税標準額(当該年度において新たに事業所税を課することとなる市にあっては、当該年度における事業所税の課税標準となるべき事業所床面積及び従業者給与総額)
八 利子割交付金	前年度の利子割交付金の交付額
九 配当割交付金	前年度の配当割交付金の交付額
十 株式割交付金	前年度の株式等譲渡所得割交付金の交付額
十一 法人事業税	当該市町村を包括する道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値並びに前年度の法人事業税交付金の交付額の算定に用いた当該道府県の従業者数及び当該市町村の従業者数
十二 地方消費税	前年度の地方消費税交付金の交付額
十三 ゴルフ場利用人員	当該市町村に所在するゴルフ場の延べ利用人員
十四 軽油引取税	前年度の軽油引取税交付金の交付額
十五 環境性能割交付金	前年度の環境性能割交付金の交付額
十六 地方揮発油譲与税	前年度の地方揮発油譲与税の譲与額
十七 特別とん譲与税	前年度の特別とん譲与税の譲与額
十八 石油ガス譲与税	前年度の石油ガス譲与税の譲与額
十九 自動車重量譲与税	前年度の自動車重量譲与税の譲与額

二十 航空機燃料譲与税	前年度の航空機燃料譲与税の譲与額
二十一 森林環境譲与税	前年度の森林環境譲与税の譲与額
二十二 国有資産等所在市町村交付金	市町村交付金、第八条又は第十条第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格

第十四条の特例
(地方税の課税免除等に伴う基準財政収入額の算定方法の特例)
第十四条の二 地方税法第六条の規定により、市町村が次の各号に掲げる土地若しくは家屋に対する固定資産税を課さなかつた場合又は当該固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、前条の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の当該各年度の減収額のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該市町村の当該各年度(その措置が総務省令で定めるときは、当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。
一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第九十九条第一項の規定により指定を受けた史跡、名勝若しくは天然記念物又は同条第二項の規定により指定を受けた特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物である土地
二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第六条第一項の規定により指定を受けた特別保存地区(同法第七条の二の規定により、特別保存地区として同法の規定が適用される地区を含む。)の区域内における家屋又は土地

第十五条 特別交付税は、第十一条に規定する基準財政需要額の算定方法によつては捕捉されなかつた特別の財政需要があること、第十四条の規定により算定された基準財政収入額のうち、著しく過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた災害(その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く)等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に對して、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。
2 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回は十二月中旬に、第二回は三月中に行わなければならない。この場合において、第一回の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額のおおむね三分の一に相当する額以内の額となるように行うものとする。
3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害その他の事由であつて、関係地方団体の財政運営に特に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるものが発生したことに、前項の規定により難い場合における関係地方団体に交付すべき特別交付税の額の決定については、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に關し特別を設けることができる。
4 総務大臣は、第二項前段又は前項の規定により特別交付税の額を決定したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。(交付時期)

四月	前年度の当該地方団体に對する普通交付税の額の当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額に對する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額
六月	当該年度において交付すべき当該地方団体に對する普通交付税の額から四月及び六月に交付した普通交付税の額を控除した残額の二分の一に相当する額
十一月	当該年度において交付すべき当該地方団体に對する普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額
十二月	前条第二項の規定により十二月中旬に総務大臣が決定する額
三月	前条第二項の規定により三月中旬に総務大臣が決定する額

2 当該年度の国の予算の成立しないこと、国の予算の追加又は修正により交付税の総額に変更があつたこと、大規模な災害があつたこと等の事由により、前項の規定により難い場合における交付税の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、交付税の総額の変更の程度、前年度の交付税の額、大規模な災害による特別の財政需要の額等を参しやくして、総務省令で定めるところにより、特別を設けることができる。
3 道府県又は市町村が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた交付税の額が当該年度分として交付を受けべき交付税の額をこえる場合においては、当該道府県又は市町村は、その超過額を滞滞なく、国に還付しなければならない。
4 第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方団体の交付税の額の算定方法は、第九条の規定に準じ、総務省令で定める。
(市町村交付税の算定及び交付に關する都道府県知事の義務)
第十七条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内における市町村に對し交付すべき交付税の額の算定及び交付に關する事務を取り扱わなければならない。
2 都道府県知事は、前項の事務を取り扱うため当該市町村の財政状況を的確に知つていないよう努めなければならない。

(国税)に関する書類の閲覧又は記録)
第十七条の二 都道府県知事が前条第一項の規定により市町村に対し交付すべき交付税の額を算定する場合において、市町村に係る第十四条の基準財政収入額を算定するため、政府に対し、その基礎に用いる国税の課税の基礎となるべき所得額及び課税額に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求したときは、政府は、関係書類を都道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

第十七条の三 総務大臣は、都道府県及び政令で定める市町村について、交付税の額の算定に用いた資料に關し、検査を行わなければならない。
2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における市町村(前項の政令で定める市町村を除く。)について、交付税の額の算定に用いた資料に關し検査を行い、その結果を総務大臣に報告しなければならない。

(交付税の額の算定方法に關する意見の申出)
第十七条の四 地方団体は、交付税の額の算定方法に關し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該意見の申出は、都道府県知事を經由してしなければならない。
2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合において、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十三條の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

(交付税の額に關する審査の申立て)
第十八条 地方団体は、第十條第四項又は第十五條第四項の規定により交付税の額の決定又は変更の通知を受けた場合において、当該地方団体に対する交付税の額の算定の基礎について不服があるときは、通知を受けた日から三十日以内に、総務大臣に対し審査を申し立てることができる。この場合において、市町村にあつては、当該審査の申立ては、都道府県知事を經由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の審査の申立てを受けた場合においては、その申立てを受けた日から三十日以内にこれを審査して、その結果を当該地方団体に通知しなければならない。この場合においては、市町村の審査の申立てに係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を經由してしなければならない。

(交付税の額の算定に用いる数の錯誤等)
第十九条 総務大臣は、第十條第四項の規定により普通交付税の額を通知した後に於いて、又は前条第一項の規定による審査の申立てを受けた際に、普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合(当該錯誤に係る数を普通交付税の額の算定の基礎に用いた年度(次項において「交付年度」という。)以降五箇年度内に発見した場合に限る。)で、当該地方団体について基準財政需要額又は基準財政収入額を増加し、又は減少する必要があるときは、錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度において、総務省令で定めるところにより、それぞれその増加し、又は減少すべき額を当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額した額をもつて当該地方団体の当該年度における基準財政需要額又は基準財政収入額とすることができる。

2 普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度においては、総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定が適用される地方団体に、同項の規定を適用しない場合でも当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき当該年度の基準財政収入額が基準財政需要額をこえるもの又は同項の規定が適用される結果基準財政収入額が基準財政需要額をこえることとなる地方団体について、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであった普通交付税の額に満たないときは、当該不足額を限度として、これを当該年度分の交付税から交付し、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであった普通交付税の額をこえるときは、当該超過額を限度として、これを返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聞かなければならない。

3 廃置分合又は境界変更のあつた市町村及び錯誤に係る額が著しく多額である地方団体に對する前二項の規定の適用については、総務省令で特例を設けることができる。
4 地方団体がその提出に係る交付税の算定に用いる資料につき作為を加え、又は虚偽の記載をすることによつて、不当に交付税の交付を受け

た場合においては、総務大臣は、当該地方団体が受けるべきであった額を超過する部分(超過額)という。以下本項及び次項において同じ。)については、当該事実を発見したとき、直ちに当該超過額を返還させなければならない。

5 前項の場合において、当該地方団体は、当該超過額に、当該地方団体が当該地方交付税を受領した日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年十・九五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を国に納付しなければならない。ただし、当該地方交付税の交付を受けた後災害があつたことその他特別の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは、総務大臣は、当該加算金を減免し、又は期限を指定して延納を許可することができる。
6 総務大臣は、前五項の規定による措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該地方団体に對し文書をもつて示さなければならない。この場合において、前二項の規定に該當する地方団体は、総務大臣が示した文書の記載事項をその住民に周知させなければならない。

7 地方団体は、第一項から第五項までの場合においては、前項の文書を受け取つた日から三十日以内に、総務大臣に對し異議を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該異議の申出は、都道府県知事を經由してしなければならない。
8 総務大臣は、前項の異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から三十日以内に決定をして、当該団体にこれを通知しなければならない。この場合において、市町村の異議の申出に係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を經由してしなければならない。

(交付税の額の減額等の意見の聴取)
第二十条 総務大臣は、第十條第三項及び第四項、第十五條第二項から第四項まで並びに前二條に規定する措置をとる場合において必要があると認めるときは、関係地方団体について意見の聴取をすることができる。

2 総務大臣は、第十條第三項、第十五條第二項及び第三項、第十八條第二項並びに前條第一項から第五項まで及び第八項の規定による決定又は処分について関係地方団体が十分な証拠を添えて衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。
3 総務大臣は、前項の意見の聴取の結果、同項の申出に正当な理由があると認めるときは、当該決定又は処分を取消し、又は変更しなければならない。
4 前三項に定めるものを除くほか、意見の聴取の手続その他意見の聴取に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(関係行政機関の催告等)
第二十条の二 関係行政機関は、その所管に關係がある地方行政につき、地方団体が法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容を備えることを怠つてゐるために、その地方行政の水準を低下させていると認める場合においては、当該地方団体に對し、これを備えるべき旨の催告をすることができる。

2 関係行政機関は、前項の催告をしようとする場合においては、あらかじめ総務大臣に通知しなければならない。
3 地方団体が第一項の催告に従わなかつた場合においては、関係行政機関は、総務大臣に對し、当該地方団体に對し交付すべき交付税の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付税の全部若しくは一部を返還させることを請求することができる。

4 総務大臣は、前項の請求があつたときは、当該地方団体の弁明を聞いた上、災害その他やむを得ない事由があると認められる場合を除き、当該地方団体に對し交付すべき交付税の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付税の全部若しくは一部を返還させなければならない。第十九條第六項から第八項までの規定は、この場合について準用する。

5 前項の規定により減額し、又は返還させる交付税の額は、当該行政につき法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容を備えることを怠つたことにより、その地方行政の水準を低下させたために不用となるべき額をこえることができる。

(減額し、又は返還された交付税の額の措置)
第二十条の三 前條第四項又は地方財政法第二十六條第一項の規定により、交付すべき交付税の額の全部又は一部を減額した場合においては、その減額した額は、当該年度の特別交付税の総額に算入する。
2 第十九條第二項から第五項まで、前條第四項又は地方財政法第二十六條第一項の規定によ

り、すでに交付した交付税の額の全部若しくは一部を返還させ、又は加算金を納付させた場合においては、その返還され、又は納付された額は、当該返還され、若しくは納付された年度の翌年度又は翌翌年度において、第六条第二項の規定により当該年度分として交付すべき交付税の総額に算入し、当該算入した年度の特別交付税の総額に算入する。

第二十一条 (都の特例)

都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関してはその全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。

第二十二条 (端数計算)

毎年度分として交付すべき交付税の総額又は各地方団体に対して交付すべき交付税の額を算定する場合及び各地方団体に対して交付税を交付する場合並びに加算金を納付させる場合において、五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

第二十三条 (地方財政審議会の意見の聴取)

総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 交付税の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 第七条に規定する翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類の原案を作成しようとするとき。
- 三 第十条又は第十五条の規定により各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、又は変更しようとするとき。
- 四 第十八条第二項の規定により地方団体の審査の申立てについて決定をしようとするとき。
- 五 第十九条第四項の規定により交付税を返還させようとするとき。
- 六 第十九条第八項(第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により地方団体の異議の申出について決定をしようとするとき。
- 七 第二十条第三項の規定により同条第二項に規定する決定又は処分を取り消し、又は変更しようとするとき。

八 第二十条の二第四項の規定により交付税を減額し、又は返還させようとするとき。

第二十四条 (事務の区分)

第五條第三項、第十七條第一項、第十七條の三第二項、第十七條の四第一項後段、第十八條第一項後段及び第二項後段の規定並びに第十九條第七項後段及び第八項後段(これらの規定において準用する場合を含む。)の規定第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

抄

施行期日

第一条 この法律は、公布の日から起算して、昭和二十五年四月一日から適用する。

関係法律の廃止

第二条 地方配付税法(昭和二十三年法律第一百一号)及び地方配付税配付金特別会計法(昭和十五年法律第六十七号)は、廃止する。

(交付税の総額についての特例措置)

第三条 政府は、地方財政の状況等にかんがみ、当分の間、第六條第二項の規定により算定した交付税の総額について、法律の定めることにより、交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとする。

令和四年度分の交付税の総額の特例

第四条 令和四年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号から第六号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税(附則第十三條第一項並びに第十五條第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。)に充てるための九百二十九億三千八百七十六万三千円を加算した額とする。

一 第六條第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方交付税法(以下「旧法」という。)の附則第四条の二第一項の規定において令和四年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 百五十四億円

三 令和四年度における借入金に相当する額 二十九兆六千二百二十二億九千五百四十四万八千円

四 令和三年度における借入金に相当する額 三十兆千二百二十二億九千五百四十四万八千円

五 令和四年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第十五條第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 七百九億九千円

六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和四年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千四百六十億七千七百八万二千円

2 令和四年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六條第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度における第六條第二項に規定する合算額から減額することとされていた四百四十九億七十二万円を減額する。

2 令和五年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等

第四条の二 令和五年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六條第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和五年度から令和三十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 当該各年度における借入金の額に相当する額

二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度における特別会計に関する法律第十五條第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

3 令和五年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年度	金額
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円

令和七年度 七百七十五億円

令和八年度 五百三十五億円

令和九年度 五百四十八億円

令和十年度 四百五十五億円

令和十一年度 四百二十八億円

令和十二年度 四百二十一億円

令和十三年度 三億円

令和十四年度 三億円

4 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第六号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第三号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第八号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額を令和五年度から令和二十六年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和五年度から令和八年度までの各年度にあつては前項の規定による額から二千四百六十億七千七百八十二万円を、令和九年度から令和十二年までの各年度にあつては同項の規定による額から二千六百十六億八千二百七十六万円を、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定による額から九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和十五年から令和二十五年までの各年度にあつては第二項の規定による額から九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和二十六年にあつては同項の規定による額から九百八十二億六千七百七十七万二千円をそれぞれ減額した額とする。

5 令和五年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六條第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成二十八年において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち千七百九十六億六千八百八十八万円及び令和元年度において交付すべきであった額を超えて交付された額である四千八百一十一億八千七百八十八万二千円につ

(交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入)

第六条の三

当分の間、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道路交通法(昭和三十一年法律第五号)附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2

前項に規定する交通安全対策特別交付金の収入見込額は、前年度において各地方団体に交付された道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の額を算定の基礎として総務省令で定める方法により、算定するものとする。

(分離課税所得割交付金の基準財政収入額への算入)

第七条

当分の間、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、指定都市を包括する道府県に於ては同条第一項の規定により算定した額から当該道府県の地方税法附則第七条の四の規定により指定都市に對し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金(以下この条において「分離課税所得割交付金」という。)の交付見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額とし、指定都市に於ては同項の規定により算定した額に当該指定都市の分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を加算した額とする。

(個人の道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の二

当分の間、指定都市を包括する各道府県に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額から、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を控除した額とし、指定都市を包括する道府県以外の各道府県に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる同条の規定による基準財政収入額は、同項の規定により算定した額に同号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

一 各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の道府県民税の所得割について地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号。附則第七条の四において「平成二十九年地方税法等改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方税法(次項第二号において「平成二十九年改正前の地方税法」という。))第三十五条の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

2

三 個人の道府県民税の所得割について地方税法第三十七条の規定の適用がなく、かつ、地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第七号)第一条の規定による改正前の地方税法(次項第三号において「平成十八年改正前の地方税法」という。))第三十五条及び第五十条の四の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

当分の間、各指定都市に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、第二号に掲げる額が第三号に掲げる額を超える場合には同条第一項の規定により算定した額に第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を加算した額とし、指定都市以外の各市町村に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる同条の規定による基準財政収入額は、第一号に掲げる額が第三号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額に当該超える額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

一 各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の市町村民税の所得割について平成二十九年改正前の地方税法第三百十四条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

三 個人の市町村民税の所得割について地方税法第三百十四条の六の規定の適用がなく、かつ、平成十八年改正前の地方税法附則第四十条第五項の規定により読み替えられた平成十八年改正前の地方税法第三百十四条の三及び第三百二十八条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(地方消費税及び地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の三

当分の間、各道府県に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項に規定する合計額の見込額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

2

当分の間、各市町村に對して交付すべき普通交付税の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

(令和四年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第七条の四

令和四年度分の交付税に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県に於ては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村に於ては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからチまでに掲げる額の合算額
イ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。))、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十号。以下この条において

「平成二十三年法律第二十号」という。)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。))、地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。))、地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。))、地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)という。)、地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)という。)、地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)という。)

「平成二十三年法律第二十号」という。)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。))、地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。))、地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。))、地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)という。)、地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)という。)、地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)という。)

等」という。)を算定する場合において、これらの収入の項目に係る当該年度の前年度分の基準税額等(道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税にあつてはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金にあつてはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。)のうち算定過少又は算定過大と認められる額として総務省令の定めるところにより算定した額について第十五条第一項の規定による当該前年度の特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた部分に相当する額があるときは、当該算入されなかつた部分に相当する額(当該部分に相当する額のうち、当該年度及び当該年度の翌年度において同項の規定により特別交付税の算定の基礎に算入される額がある場合には、当該算入される額に相当する額を除く。)を総務省令で定めるところにより当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等に加算し、又は減額することができる。

(特別土地保有税に係る基準税額等の算定方法の特例)
第八条の二 当分の間、第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別土地保有税に係る同表の基準税額等は算定しないものとする。

(沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例)
第九条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村に対して交付すべき昭和四十七年度から令和十三年度までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合においては、第十二条第三項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正、第十四条の基準財政収入額の算定方法その他普通交付税の額の算定上必要な事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)
第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三

年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に對して交付すべき令和四年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないとして認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(新たに指定された指定都市に係る基準税額等の算定基礎の特例)
第十条 新たに指定された指定都市に對して交付すべき当該指定があつた日の属する年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十四条第三項に規定する基準税額等の算定の基礎によることができず又は適当でないとして認められるときは、当該算定の基礎について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和四年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)
第十一条 令和四年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)及び令和四年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和四年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てられるための九億二千九百七十六万三千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和四年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和四年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和四年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

(令和四年度震災復興特別交付税額の一部の令和五年度における交付等)
第十二条 令和四年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和四年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事

業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和四年度内に交付しない。当該総務大臣が定める額以内の額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和四年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和四年度内に交付しない額を除く。)を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和五年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により令和四年度震災復興特別交付税額の一部を令和五年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和五年度分の交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。)を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和五年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された令和四年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

(震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例)
第十三条 令和四年度及び令和五年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に關し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額(附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。)を」と、「当該年度

の特別交付税の総額」とあるのは、「令和四年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額を、令和五年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

(令和四年度及び令和五年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和四年度にあつては「から附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額(令和四年度交付税法等の一部を改正する法律(令和四年度交付税法)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額のうち令和三年度において交付された額を控除した額」と、令和五年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額のうち令和四年度において交付された額を控除した額」とする。

(震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還)
第十五条 令和四年度及び令和五年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年度以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額(次項及び第

九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三

年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に對して交付すべき令和四年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正、第十四条の基準財政収入額の算定方法その他普通交付税の額の算定上必要な事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(令和四年度震災復興特別交付税額の一部の令和五年度における交付等)
第十二条 令和四年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和四年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事

業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和四年度内に交付しない。当該総務大臣が定める額以内の額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和四年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和三年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和四年度内に交付しない額を除く。)を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和五年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

三項において「超過交付額」という。を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができ

2 前項の場合において、総務大臣は、超過交付額が総務省令で定める時期に交付すべき震災復興特別交付税の額を超える地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超える額を限度として、総務大臣が定める額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

3 令和六年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4 前二項の場合においては、第十九条第三項、第六項前段、第七項及び第八項並びに第二十条の規定を準用する。

5 第二項及び第三項の場合における第四条及び第二十三条の規定の適用については、第四条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、同条第五号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第六号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項」と、同条第七号中「第二十条の二第四項」とあるのは「（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」の規定により第二十条第二項（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

附則（昭和二十六年四月五日法律第一三三号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、地方財政平衡交付金法第二十一条第一項及び第二項の改正規定は、昭和二十五年分から適用する。

附則（昭和二十六年一月二十九日法律第二七〇号）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十七年四月二十八日法律第一〇六号）抄
1 この法律は、法施行の日から施行する。

附則（昭和二十七年五月二三日法律第一四七号）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十七年六月二日法律第一六三号）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十七年六月三日法律第一六六号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年分分の地方財政平衡交付金から適用する。

附則（昭和二十七年七月二日法律第二六二号）抄
1 この法律は、自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日から施行する。

附則（昭和二十七年七月二日法律第二六二号）抄
1 この法律は、自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日から施行する。

附則（昭和二十七年七月二日法律第二六二号）抄
1 この法律は、自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日から施行する。

附則（昭和二十七年七月二日法律第二六二号）抄
1 この法律は、自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日から施行する。

附則（昭和二十九年五月二日法律第一〇九号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年分分の地方財政平衡交付金から適用する。

改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第十四条第三項の表道府県の項中「固定資産税に係る部分は、昭和三十年度分の地方交付税から適用する。」

附則（昭和三十一年八月四日法律第二二七号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十一年五月二日法律第一〇〇号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十一年六月二日法律第一四八号）抄
1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十七号）の施行の日から施行する。

附則（昭和三十一年五月二六日法律第一〇三号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金から適用する。

附則（昭和三十三年五月二七日法律第一三〇号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十三年五月二七日法律第一三〇号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十三年五月二七日法律第一三〇号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十四年四月一日法律第九七号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十四年四月一日法律第九七号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十四年一月二三日法律第二〇一号）抄
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附則（昭和三十五年四月三〇日法律第六七号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年分分の地方交付税及び地方道路路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年分分の地方交付税及び地方道路路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年分分の地方交付税及び地方道路路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年分分の地方交付税及び地方道路路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年分分の地方交付税及び地方道路路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年分分の地方交付税及び地方道路路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年分分の地方交付税及び地方道路路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年分分の地方交付税及び地方道路路譲与税から適用する。

附則（昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号）抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年分分の地方交付税及び地方道路路譲与税から適用する。

附則（昭和三十七年三月三十一日法律第五
一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正）

第五十二条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の規定は、昭和三十七年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十七年三月三十一日法律第五
九号）抄

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十
七年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十七年四月二五日法律第八
八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、次項の規
定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和
三十八年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十七年九月一五日法律第一
六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行
する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に
特別の定めがある場合を除き、この法律の施行
前にされた行政庁の処分、この法律の施行前に
された申請に係る行政庁の不作為その他この法
律の施行前に生じた事項についても適用する。
ただし、この法律による改正前の規定によつて
生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の
請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下
「訴願等」という。）については、この法律の施
行後も、なお従前の例による。この法律の施行
前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分
（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行
前に提起された訴願等につきこの法律の施行後
にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願
等については、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後
は行政不服審査法による不服申立てをすること
ができることとなる処分に係るものは、同法以
外の法律の適用については、行政不服審査法に
よる不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされ
る審査の請求、異議の申立てその他の不服申立
ての裁決等については、行政不服審査法による
不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分等
この法律による改正前の規定により訴願等をす
ることができるものとされ、かつ、その提起期
間が定められていなかったものについて、行政
不服審査法による不服申立てをすることができ
る期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行
に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和三十八年三月二二日法律第二
三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九十
日をこえない範囲内において政令で定める日か
ら施行する。

附則（昭和三十八年三月三〇日法律第四
九号）抄

この法律は、公布の日から施行し、改正後の
地方交付税法の規定は、昭和三十八年度分の地
方交付税から適用する。

附則（昭和三十八年四月一日法律第八〇
号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十八年十月一日から
施行する。ただし、第三十七条の二、第五十三
条、第七十二条の四十六、第七十二条の四十
七、第七十三条の四から第七十三条の七まで、
第七十三条の二十七、第七十三条の二十七の
三、第七十三条の二十七の五、第七十三条の二
十八、第九十七条、第九十八条、第二百七十
七条、第二百七十九條、第三百四十四條の七、第
三百四十四條の八、第三百四十四條第十二号及
び第十三号、第三百四十三條、第三百四十八
條、第三百四十九條の三、第三百五十二條、第
三百八十一條、第三百八十三條、第三百八十六
條、第四百六十五條、第四百九十九條、第四百九
十八條、第四百九十九條、第五百三十六條、第
五百三十七條、第五百六十七條、第五百六十八
條、第六百八十八條、第六百八十九條、第七百
條の三十三、第七百條の三十四、第七百一條の
十二、第七百一條の十三、第七百三十三條の三、第
七百二十一條並びに第七百二十二條の改正規
定、第七百三十三條の二の改正規定（第七百三十三條の
二第四項後段に關する部分を除く。）、第七百二
二條の改正規定（「第三項」の下に「及び第八項」

を加える部分に限る。）、第七百三十三條の三の次に
一條を加える改正規定、附則の改正規定（附則
第十四項に關する部分を除く。）並びに附則第
十條から附則第十四條まで、附則第十六條から
附則第二十條まで、附則第二十二條から附則第
二十五條まで及び附則第三十條の規定は公布の
日から、狩猟者税に關する改正規定（狩猟者税
を狩猟免許税に改める部分に限る。）、第二百三
十六條及び第二百三十七條の改正規定（狩猟者
税を狩猟免許税に改める部分を除く。）、入猟税
に關する改正規定並びに附則第十五條、附則第
二十一條、附則第二十九條及び附則第三十二條
の規定は狩猟法の一部を改正する法律（昭和三十
八年法律第二十三号）の施行の日から、第三
百四十一條第四号、第四百四十二條、第四百四
十二條の二及び第四百四十四條の改正規定並び
に附則第三十三條及び附則第三十四條の規定は
道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和三十
八年法律第四十九号）の施行の日から施行
する。

附則（昭和三十八年六月七日法律第九六
号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正）
4 前項の規定による改正後の地方交付税法第十
二條第二項の規定は、昭和三十八年度分の地方
交付税から適用する。

附則（昭和三十九年三月三十一日法律第二
九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から
施行する。ただし、第一条中料理飲食等消費税
に關する改正規定は同年七月一日から、第二条
並びに附則第三條、第十條、第二十二條、第二
十五條、第二十七條及び第二十八條の規定は昭
和四十年四月一日から施行する。

附則（昭和三十九年四月三〇日法律第七
四号）抄

この法律は、公布の日から施行し、改正後の
地方交付税法の規定は、昭和三十九年度分の地
方交付税から適用する。

附則（昭和三十九年七月一〇日法律第一
六八号）抄

1 この法律は、新法の施行の日（昭和四十年四
月一日）から施行する。

附則（昭和四〇年三月三十一日法律第三
五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施
行する。

（地方交付税法の一部改正）
第十三条 前条の規定による改正後の地方交付税
法第十四条第三項の規定は、昭和四十年年度分の
地方交付税から適用する。

附則（昭和四〇年四月一日法律第三九
号）抄
この法律は、公布の日から施行し、昭和四十
年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和四〇年一二月二九日法律第
一五七号）抄

（施行期日）
1 この法律は、昭和四十一年二月一日から施行
する。

（地方交付税法の一部改正）
4 前項の規定による改正後の地方交付税法第十
四條の規定は、昭和四十一年年度分の地方交付税
から適用する。

附則（昭和四一年三月三十一日法律第四
〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から
施行する。

（地方交付税法の一部改正）
第二十条 2 前項の規定による改正後の地方交
付税法第十四条第一項及び第三項の規定は、昭
和四十一年年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和四一年四月二八日法律第六
〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十
一年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和四二年六月三〇日法律第四
五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十
二年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和四三年三月三〇日法律第四
号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十三年四月一日から
施行する。ただし、第百四十四條の五並びに第四

百八十九条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第八条及び第十二条第一項の規定は同年六月一日から、自動車取得税に関する改正規定並びに附則第十五条、第十九条及び第二十條の規定は同年七月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

第十九条 2 前項の規定による改正後の地方交付税法第十二条第二項並びに第十四条第一項及び第三項の規定は、昭和四十三年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四三年四月三〇日法律第三三〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十三年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四三年六月一五日法律第一〇一〇号) 抄

この法律(第一条は除く。)は、新法の施行の日から施行する。

附則 (昭和四四年四月九日法律第一六〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四四年六月七日法律第三九〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項及び第七項、第十四条第三項、附則第十一項並びに別表の規定は、昭和四十四年度分の地方交付税及び特別事業債償還交付金から適用する。

附則 (昭和四四年七月一〇日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年三月二七日法律第四〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年四月二四日法律第三一〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四項の規定は地方交付税法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第五十一号)

の施行の日から、附則第七項及び第八項の規定は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第三十八号)の施行の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月一三日法律第五一〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方交付税法第十三条第五項、第十四条第三項及び別表の規定は、昭和四十五年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四六年二月一三日法律第二二四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四六年三月三一日法律第二四四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項及び第九項、第十四条第三項、附則第二十三項並びに別表の規定は、昭和四十六年度分の地方交付税から適用する。

3 昭和四十六年度に限り、自治省令で定める市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
土地開発基金費	人口	円
	一人につき	一、〇〇〇

4 前項の測定単位の数値は、官報で公表された最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、市町村の態容その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

附則 (昭和四六年五月二六日法律第七〇号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (地方交付税法の一部改正)

第五条 前条の規定による改正後の地方交付税法附則第二十五項及び第二十六項の規定は、昭和四十六年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四六年五月三一日法律第九〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十六年度分の自動車重量税から適用する。

附則 (昭和四七年四月一日法律第一三三〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の航空機燃料譲与税から適用する。

附則 (昭和四七年五月一日法律第二五二〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年四月二六日法律第二三三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十八条第一項、第一百二十二条の二、第四百八十九条及び第四百九十条の二第一項の改正規定は昭和四十八年六月一日から、特別土地保有税に関する改正規定は同年七月一日から、

附則 (昭和四八年六月一六日法律第三四四号) 抄

(地方交付税法の一部改正)

第二十一条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四八年六月一六日法律第三四四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十八年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四九年三月三〇日法律第一九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附則 (地方交付税法の一部改正)

第二十五条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項及び第十四条の二の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。

三項の表中「電気税額」とあるのは「電気ガス税額のうち電気に係るもの」と、「ガス税額」とあるのは「電気ガス税額のうちガスに係るもの」とする。

附則 (昭和四九年五月一六日法律第四六〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 市町村民税減税補てん償還費に係る財政上の特別措置に関する法律(昭和三十九年法律第四十九号)は、廃止する。

3 改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項、附則第十九項及び第二十項並びに別表の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和四九年一二月二三日法律第一一〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五〇年三月三一日法律第一八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正)

第二十四条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定は、昭和五十年年度分の地方交付税から適用する。

2 昭和五十年年度に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表市町村の

十 事業所税 前年度における事業所税の課税標準額

とあるのは、

十 事業所税 前年度における事業所税の課税標準額

とある。

附則 (昭和五〇年七月四日法律第五二〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方交付税法別表の規定は、昭和五十年年度分の地方交付税から適用する。

3 昭和五十年年度に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定

によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	臨時土地対策人口	一人につき	三六〇円
市町村	臨時土地対策人口	一人につき	三六〇円

4 前項の測定単位の数値は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、地方公共団体の態容その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

附則 (昭和五〇年十一月二日法律第七七号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五〇年二月一七日法律第八四号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
5 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第十三条の規定は、昭和五十一年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和五十一年三月三十一日法律第七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。
第二十三条 前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定は、昭和五十一年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和五十一年五月一日法律第二二号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項、第十四条第三項、第十五条第二項及び第三項、第十六条第一項並びに別表の規定は、昭和五十一年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和五十二年五月一日法律第三九号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十二年度分の地方交付税から適用する。
附則 (昭和五十二年一月四日法律第七七号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五十二年五月一日法律第三八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十三年度分の地方交付税から適用する。
附則 (昭和五十三年七月五日法律第八七号) 抄

附則 (昭和五十三年十月二日法律第九五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五十四年三月三十一日法律第一二二号) 抄

第一条 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中狩猟免許税及び入猟税に関する改正規定、附則第二十八条の規定、附則第二十九条中地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項第九号の改正規定並びに附則第三十条の規定 (同号に係る部分に限る。) 昭和五十四年四月十六日

(地方交付税法の一部改正)
第三十条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和五十四年度分の地方交付税から適用する。
2 昭和五十四年度分の地方交付税に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項第九号中「狩猟者登録証」とあるのは、「狩猟免状」とする。
附則 (昭和五十四年五月二五日法律第三五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十四年度分の地方交付税から適用する。
2 昭和五十四年度分の地方交付税に限り、改正後の第十四条第三項の表道府県の項第十五号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とある

のは、「当該年度の航空機燃料譲与税として譲与されるべき額」とする。
3 昭和五十四年度分として交付すべき地方交付税については、当該地方交付税の総額から同年度分に係る地方交付税法第十条第二項本文の規定による普通交付税の額の合算額と同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額から当該額のうち同法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額 (以下この項において「返還金等の額」という。) を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額との合計額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない

で、同法第六条第二項に規定する当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、昭和五十五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができ、この場合において、当該合計額から同予算に計上された地方交付税交付金の額を控除した額に相当する昭和五十四年度分として交付すべき地方交付税については、同法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、その全額を普通交付税として交付することができる。
附則 (昭和五十五年三月一日法律第四九号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五十五年三月三十一日法律第一九号) 抄

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。
11 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第十条の規定は、昭和五十五年度分の地方交付税から適用する。
附則 (昭和五十五年五月二二日法律第四六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十五年度分の地方交付税から適用する。
附則 (昭和五十五年五月二六日法律第六三号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十五年度分の地方交付税から適用する。
附則 (昭和五十五年五月二八日法律第六三号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五十七年五月三〇日法律第五八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五十七年三月三十一日法律第一六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五十七年五月三十一日法律第一五号) 抄

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五十七年五月三十一日法律第一五号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五十七年三月三十一日法律第一六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十六年度分の地方交付税から適用する。
附則 (昭和五十七年二月二六日法律第四九号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和五十七年三月三十一日法律第一六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法 (以下「新法」という。) の規定は、次項に定めるもののほか、昭和五十七年度分の地方交付税から適用する。
3 新法第十二条第二項の表第三十五号の規定は、この法律の施行の日以後に発行を許可された地方債に係る元利償還金について適用し、同日前に発行を許可された地方債に係る元利償還金については、なお従前の例による。
附則 (昭和五十七年二月二七日法律第九二号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十七年度分の地方交付税から適用する。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十七年度分の地方交付税から適用する。
3 地方交付税法第六条の二の規定の適用については、昭和五十七年度に限り、同条第二項中「相当する額」とあるのは、「相当する額から昭和五十七年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額と昭和五十七年度特別会計補正予算 (特第一号) による補正後の同特別会計に計上された地方交付税交付金の額との差額の百分の六に相当する額を控除した額」と、同条第三項中「相当

する額を控除した額」と、同条第三項中「相当

する額を控除した額」と、同条第三項中「相当

する額を控除した額」と、同条第三項中「相当

4 前項の規定により、昭和六十三年年度分として交付すべき地方交付税の一部が平成元年度分の地方交付税の総額に加算されることとなった場合においては、新法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、平成元年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前項の規定による加算をする前の地方交付税の総額から新法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下この項において「返還金等の額」という。）を控除した額の百分の九十四に相当する額に当該加算されることとなつた額を加算した額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による加算をする前の地方交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額とする。

附則（平成元年六月二八日法律第三〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成元年度分の地方交付税から適用する。この場合において、同法附則第八条の規定は、昭和六十三年年度以後の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額について適用し、昭和六十一年度分及び昭和六十二年年度分に係る第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第八条の規定する基準税額のうち算定過少又は算定過大と認められる額については、なお従前の例による。

3 平成元年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	測定単位	単位費用
		円

道府県	一 財源償還基金費 昭和五十三年年度から千円につき六六〇のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一人につき一、七六五
市町村	一 財源償還基金費 昭和五十三年年度から千円につき六六〇のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一人につき一、七六五
	二 地域振興基金	一人につき九〇

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、財源対策債償還基金費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、地域振興基金費に係るものにあつては人口の多少による段階その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
昭和五十一年度一般公共事業、義務教育施設、十三年度か廃棄物処理施設、社会福祉施設、昭和五十一年度の建設事業等に係る経費に充てるため昭和五十三年年度から昭和六十一年度までの和五十六年度までの各年度における財源対策の発行を許可された地方債の総額	昭和五十一年度一般公共事業、義務教育施設、十三年度か廃棄物処理施設、社会福祉施設、昭和五十一年度の建設事業等に係る経費に充てるため昭和五十三年年度から昭和六十一年度までの和五十六年度までの各年度における財源対策の発行を許可された地方債の総額	千円

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二年度分の地方交付税から適用する。
 2 平成二年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	測定単位	単位費用
		円

二 人口
官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口

附則（平成元年二月二三日法律第七八号）抄

この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、平成元年度分の地方交付税から適用する。

附則（平成二年三月二七日法律第二〇号）抄

この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成元年度分の地方交付税から適用する。

附則（平成二年三月二二日法律第一五号）抄

この法律は、平成二年四月一日から施行する。

16 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第六条の規定は、平成二年度分の地方交付税から適用する。

附則（平成二年六月二二日法律第三七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二年度分の地方交付税から適用する。
 2 平成二年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	測定単位	単位費用
		円

3 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

道府県	一 財源償還基金費 昭和五十三年年度から千円につき六六〇のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一人につき一、七六五
市町村	一 財源償還基金費 昭和五十三年年度から千円につき六六〇のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一人につき一、七六五
	二 地域振興基金	一人につき九〇

この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二年度分の地方交付税から適用する。

附則（平成二年二月二六日法律第八四号）抄

この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二年度分の地方交付税から適用する。

附則（平成三年三月三〇日法律第七号）抄

この法律は、平成三年四月一日から施行する。

第一条（施行期日）
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二十六条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表市町村の項第十号中「前年度の特別地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の特別地方消費税交付金の交付見込額」として自治大臣が定める額」とする。

附則（平成三年五月一日法律第四九号）抄
（施行期日）

附則（平成二年二月二六日法律第八四号）抄

この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二年度分の地方交付税から適用する。

附則（平成三年三月三〇日法律第七号）抄

この法律は、平成三年四月一日から施行する。

第一条（施行期日）
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二十六条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表市町村の項第十号中「前年度の特別地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の特別地方消費税交付金の交付見込額」として自治大臣が定める額」とする。

附則（平成三年五月一日法律第四九号）抄
（施行期日）

地方公共団体の種類	測定単位	単位費用
		円

した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位の費用
道府県	地域福祉基人口	円 一人につき 六四七
市町村	地域福祉基人口	円 一人につき 一八九〇

4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位の基礎として、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成五年二月一日法律第八号）抄

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）
第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）
第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。
（政令への委任）
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成五年二月二日法律第九号）抄
この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成六年三月三十一日法律第一六号）抄
この法律は、公布の日から施行する。
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成六年度分の地方交付税から適用する。
（平成六年度における基準財政収入額の算定方法の特例）
3 平成六年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定による算定した額に、地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）附則第三条の四の規定による個人の道府県民税若しくは市町村民税に係る特別減税又は租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の特例等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による消費税の収入の減少に伴う道府県若しくは市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による減収見込額の道府県にあっては百分の八十の額、市町村にあっては百分の七十五の額を加算した額とする。
4 前項の減収見込額は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

道府県	地方公共団体の種類	減収見込額の算定の基礎
道府県	道府県	道府県前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額
市町村	市町村	市町村前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額
消費譲与税	消費譲与税	前年度分の消費譲与税の譲与額

（政令への委任）
第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置その他必要な事項は、政令で定める。
（検討）
第十二条 地方消費税の税率については、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点、地方の行財政改革の推進状況、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日まで所要の措置を講ずるものとする。
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二十条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成九年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

道府県	地方公共団体の種類	地方交付税の項目	収入見込額の算定の基礎
道府県	道府県	消費譲与税相	前年度分の消費譲与税の譲与額

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
（平成六年度における基準財政収入額の算定方法の特例）
2 平成六年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定による算定した額に、地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）附則第三条の四の規定による個人の道府県民税若しくは市町村民税に係る特別減税又は租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の特例等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による消費税の収入の減少に伴う道府県若しくは市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による減収見込額の道府県にあっては百分の八十の額、市町村にあっては百分の七十五の額を加算した額とする。
3 前項の減収見込額は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

（施行期日）
1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。
附則（平成六年二月二日法律第一一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方税法第五十条の四、第三百二十八条の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに第二条及び第四条の規定並びに第三条第三項並びに附則第九条、第十条第三項及び第十二条の規定並びに附則第十九条の規定（地方交付税法附則第四条の改正規定に限る。）平成七年一月一日
二 略
三 第一条中地方消費税に關する改正規定及び第三条の規定並びに附則第三条から第七条まで及び第十三条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定（地方財政法第四条の第三項及び第五号第一項第五号の改正規定に限る。）、附則第十八条の規定、附則第十九条の規定（地方交付税法附則第四条の改正規定を除く。）、並びに附則第二十条から第三十三条までの規定 平成九年四月一日

道府県	地方公共団体の種類	地方交付税の項目	収入見込額の算定の基礎
道府県	道府県	消費譲与税相	前年度分の消費譲与税の譲与額

2 平成九年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項中
1 譲渡割 前年度の譲渡割の課税標準等の額
2 貨物割 前年度の貨物割の課税標準等の額
と、同表 市町村の項中
1 譲渡 当該年度の譲渡割の課税標準等の額として自治大臣が定める額
2 貨物 当該年度の貨物割の課税標準等の額として自治大臣が定める額
と、同表 市町村の項中
1 地方消費税交 前年度の地方消費税交付金
2 地方消費税交 前年度の地方消費税交付金の交付見込額として自治大臣が定める額

21 平成九年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては当該道府県の消費譲与税相当額（附則第十四条第一項の規定により譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この条において同じ。）の収入見込額の百分の八十の額、市町村にあっては当該市町村の消費譲与税相当額の収入見込額の百分の七十五の額を加算した額とする。
2 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

道府県	地方公共団体の種類	地方交付税の項目	収入見込額の算定の基礎
道府県	道府県	消費譲与税相	前年度分の消費譲与税の譲与額

市町村	消費譲与税相	前年度の消費譲与税の
	当額	譲与額

附則（平成七年二月一五日法律第一号）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成七年三月二三日法律第四一
号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税
法の規定は、平成七年度分の地方交付税から適
用する。

（平成七年度における基準財政収入額の算定方
法の特例）
第三条 平成七年度分の地方交付税に限り、各地
方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額
の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定に
よる基準財政収入額は、同条第一項の規定によ
って算定した額に、次に掲げる額の合算額から
道府県にあっては百分の八十の額、市町村にあつ
ては百分の七十五の額を加算した額とする。

一 地方税法等の一部を改正する法律（平成六
年法律第百十一号。第三号において「地方税
法等改正法」という。）第一条の規定による
改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二
百二十六号）附則第三条の四の規定による個人
の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税
による平成七年度の減収見込額

二 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十
六号）第八十六条の四第一項に規定する普通
乗用自動車の特例に係る消費税の税率の特
例の適用期間の終了による平成六年度におけ
る消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町
村に対して譲与される消費譲与税の額の減少
による平成七年度の減収見込額

三 地方税法等改正法の施行による個人の道府
県民税又は市町村民税の平成七年度の減収見
込額

2 前項各号に掲げる額の合算額（以下この項に
おいて「減収見込額」という。）は、次の表の
上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同
表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄
に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定め
る方法により、算定するものとする。

地方公 共団体	収入の項目	減収見込額の算定の基礎
道府県	道府県前年度分の所得割の課税の基 礎となる納税義務者数等の 数及び課税標準等の額	道府県前年度分の所得割の課税の基 礎となる納税義務者数等の 数及び課税標準等の額
市町村	市町村前年度分の所得割の課税の基 礎となる納税義務者数等の 数及び課税標準等の額	市町村前年度分の所得割の課税の基 礎となる納税義務者数等の 数及び課税標準等の額
消費譲 与税	前年度の消費譲与税の譲与額	前年度の消費譲与税の譲与額

附則（平成七年三月二九日法律第五〇
号）抄

（施行期日）
1 この法律は、平成七年四月一日から施行す
る。
7 前項の規定による改正後の地方交付税法附則
第五条第二項の規定は、平成七年度分の地方交
付税から適用する。

附則（平成七年五月二二日法律第九七
号）抄
この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成八年二月二三日法律第三号）
この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成八年三月三一日法律第一三
号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税
法の規定は、平成八年度分の地方交付税から適
用する。
（平成八年度における基準財政収入額の算定方
法の特例）
第三条 平成八年度分の地方交付税に限り、各地
方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額
の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定に
よる基準財政収入額は、同条第一項の規定によ
って算定した額に、次に掲げる額の合算額から
道府県にあっては百分の八十の額、市町村にあつ
ては百分の七十五の額を加算した額とする。

一 地方税法等の一部を改正する法律（平成六
年法律第百十一号）の施行による個人の道府
県民税又は市町村民税の平成八年度の減収見
込額

地方公 共団体	道府県民前年度分の所得割の課税の基礎 となる納税義務者数等の数及 び課税標準等の額	道府県民前年度分の所得割の課税の基礎 となる納税義務者数等の数及 び課税標準等の額
市町村	市町村民前年度分の所得割の課税の基礎 となる納税義務者数等の数及 び課税標準等の額	市町村民前年度分の所得割の課税の基礎 となる納税義務者数等の数及 び課税標準等の額

附則（平成九年三月二八日法律第九
号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。
一 略
二 第二条の改正規定並びに附則第七条及び第
二十五条から第二十九条までの規定 平成十
二年四月一日

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二十六条 前条の規定による改正後の地方交付
税法第十四条の規定は、平成十二年度分の地方
交付税に係る基準財政収入額の算定から適用す
る。

2 平成十二年度分の地方交付税に限り、地方交
付税法第十四条の規定による基準財政収入額
は、前条の規定による改正後の地方交付税法第
十四条第一項の規定によって算定した額に、道
府県にあっては基準税率（同条第二項に規定す
る基準税率をいう。）をもって算定した当該道
府県の旧特別地方消費税（第二条の規定による
改正前の地方税法第百十三条第一項に規定する
特別地方消費税をいう。以下同じ。）の収入見
込額から第二条の規定による改正前の地方税法
第百四十四条の二の規定により市町村に対し交

付するものとされる旧特別地方消費税に係る交
付金（以下「旧特別地方消費税交付金」とい
う。）の交付見込額の百分の八十に相当する額
を控除した額を、市町村にあっては当該市町村
の旧特別地方消費税交付金の収入見込額の百分
の七十五の額を加算した額とする。

地方公 共団体	旧特別地方消費税 交付金	旧特別地方消費税 交付金
道府県	旧特別地方消費税 交付金	旧特別地方消費税 交付金
市町村	旧特別地方消費税 交付金	旧特別地方消費税 交付金

附則（平成九年三月二八日法律第一〇
号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税
法の規定は、平成九年度分の地方交付税から適
用する。
（平成九年度における基準財政収入額の算定方
法の特例）
第四条 平成九年度分の地方交付税に限り、各地
方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額
の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定に
よる基準財政収入額は、同条第一項の規定によ
って算定した額に、道府県にあっては第三条の
規定による改正後の地方税法（以下この条に
おいて「改正後の地方税法」という。）第三
十三条の四第二項の規定により当該道府県の同
年度の地方消費税の収入見込額及び消費譲与税
相当額（地方税法等の一部を改正する法律（平
成六年法律第百十一号）附則第十四条第一項の
規定により同年度に譲与される廃止前の消費譲
与税に相当する額をいう。以下この条において
同じ。）の収入見込額の合算額から地方消費税
交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百
二十六号）第七十二条の百十五の規定により市町
村に対し交付するものとされる地方消費税に係
る交付金をいう。以下この条において同じ。）
の交付見込額を控除した額が当該道府県の平成

付するものとされる旧特別地方消費税に係る交
付金（以下「旧特別地方消費税交付金」とい
う。）の交付見込額の百分の八十に相当する額
を控除した額を、市町村にあっては当該市町村
の旧特別地方消費税交付金の収入見込額の百分
の七十五の額を加算した額とする。

3 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる
地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる
収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基
礎によって、総務省令で定める方法により、算
定するものとする。

前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる
地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる
収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基
礎によって、総務省令で定める方法により、算
定するものとする。

十年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額を控除した額に比して過少と認められる額として算定した額の百分の八十の額、市町村にあっては改正後の地方財政法第三十三条の四第二項の規定により当該市町村の平成九年度の地方消費税交付金の収入見込額及び消費譲与税相当額の収入見込額の合算額が当該市町村の平成十年度以降の各年度の地方消費税交付金の収入見込額に比して過少と認められる額として算定した額の百分の七十五の額を加算した額とする。

附則（平成一〇年一月三〇日法律第三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成一〇年三月三十一日法律第七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）
第二条 地方交付税法の一部改正に伴う経過措置

法の規定は、平成十年度分の地方交付税から適用する。
（平成十年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第四条 平成十年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額の百分の八十の額、市町村にあっては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イ及びロに掲げる額の合算額
イ 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「平成十一年改正後の地方税法」という。）附則第三条の四の規定による個人の道府県民税に係る特別減税による平成十年度の減収見込額

ロ 平成十一年改正後の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年度の減収見込額
二 平成十一年改正後の地方税法附則第三条の四の規定による個人の市町村民税に係る特別減税による平成十年度の減収見込額

2 前項第一号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額
不動産取得税	前々年度における不動産取得税の課税標準等の額

3 第一項第二号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目について、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
市町村民税	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額

附則（平成一〇年六月五日法律第九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）
第二条 地方交付税法の一部改正に伴う経過措置

法の規定は、平成十年度分の地方交付税から適用する。
（緊急地域経済対策費の基準財政需要額への算入）

第三条 平成十年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	測定単位	単位費用
道府県	円	一人につき 一八〇〇
緊急地域経済対策費	円	一人につき 一八〇〇

道府県

市町村 緊急地域経済人口 一人につき 二〇〇〇
2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、地方公共団体の態容その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	表示単位
人口	単位
官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	単位

附則（平成一〇年二月一八日法律第一四六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 平成十年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から地方交付税法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下「返還金等の額」という。）と千三百億円との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額と千三百億円との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と千三百億円との合算額を加算した額とする。

附則（平成一一年三月三十一日法律第六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）
第二条 地方交付税法の一部改正に伴う経過措置

法の規定は、平成十一年度分の地方交付税から適用する。
（平成十一年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第四条 平成十一年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三条の四の規定による個人の道府県

民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十一年度の減収見込額の道府県にあっては百分の八十の額、市町村にあっては百分の七十五の額を加算した額とする。
2 前項の減収見込額は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

地方公共団体の種類	道府県民税の所得割の課税の基礎	市町村民税の所得割の課税の基礎
道府県	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額
市町村	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額

附則（平成一二年七月一六日法律第七号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十二条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則

第六十一条において「国等の事務」という。）、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）
第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（その他の経過措置の政令への委任）
第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第二十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるものと国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十二年二月一七日法律第一五四号）
 この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成二十二年二月二二日法律第一六〇号）抄
 （施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二十二年三月二九日法律第五号）抄
 （施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
第二条 地方交付税法の一部改正に伴う経過措置の規定は、平成二十二年年度の地方交付税から適用する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第二五号）抄
 この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成二十二年二月一日法律第一三三三号）抄
 （施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、平成二十二年年度の地方交付税から適用する。
第二条 平成二十二年年度の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法（以下「法」という。）第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類の、経費の種類及び測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	測定単位の費用
道府県	円 一人につき 一、一八〇
市町村	円 一人につき 七九〇

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、地方公共団体の態容その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	単位
官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	単位

第三条 平成二十二年年度分として交付すべき地方交付税については、法附則第四条の規定により算

定された平成二十二年年度の地方交付税の総額から同年度分に係る法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額と当該合算額の九十四分の六に相当する額に法第二十条の第三項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額との合計額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十三年年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

附則（平成二十二年二月八日法律第一四八号）抄
 （施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
第四条 2 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第五条の規定は、平成十三年年度の地方交付税から適用する。

附則（平成二十二年三月三〇日法律第九号）抄
 （施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
第二条 地方交付税法の一部改正に伴う経過措置の規定は、平成十三年年度の地方交付税から適用する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第二五号）抄
 （施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
第二条 地方交付税法の一部改正に伴う経過措置の規定は、平成十三年年度の地方交付税から適用する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第二五号）抄
 （施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
第二条 地方交付税法の一部改正に伴う経過措置の規定は、平成十三年年度の地方交付税から適用する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第二五号）抄
 （施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
第二条 地方交付税法の一部改正に伴う経過措置の規定は、平成十三年年度の地方交付税から適用する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第二五号）抄
 （施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
第二条 地方交付税法の一部改正に伴う経過措置の規定は、平成十三年年度の地方交付税から適用する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第二五号）抄
 （施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成二十二年三月三十一日法律第二五号）抄
 （施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第二五号）抄
 （施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十四年度分の地方交付税から適用する。

附則 (平成十四年七月二日法律第八八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成十四年七月三十一日法律第九八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八條第二項、第三十三條第二項及び第三項並びに第三十九條の規定 公布の日

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第十三条 第十五条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成十六年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用し、平成十五年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、第五十五条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成十五年二月五日法律第一号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成十五年三月三十一日法律第九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から三まで 略

四 第一条中地方税法目次の改正規定(一)／第十二款 課税標準及び税率(第七十二条の十二、第七十二条の二十三の四)／第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収(第七十二条の二

十四、第七十二条の六十五)／第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の十二、第七十二条の四十九の六)／第三款 個人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の四十九の七、第七十二条の六十五)／に改める部分を除く。)

、同法第二十三条の改正規定(同条第一項第四号、第四号の三及び第四号の四に係る部分を除く。)、同法第二十四条第一項及び第二項の改正規定、同法第二十五条の第二項の改正規定(「国外公募投資信託等の配当等」を「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」に改める部分に限る。)、同法第二十六条、第二十七条第二項、第三十二条、第三十四条第一項及び第三十七条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十一条の八の改正規定、同法第二章第一節に二款を加える改正規定、同法第三百三十三條、第三百三十四條の二第一項及び第三百三十四條の七の改正規定、同法第七百三十四條第三項、附則第三條の二第一項、附則第三條の三及び附則第五條の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法附則第六條及び第三十三條の三の改正規定、同法附則第三十四條の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、同法附則第三十五条の二の改正規定(同条第五項及び第九項第二号に係る部分を除く。)、同法附則第三十五条の二の二第一項の改正規定(、附則第三十五條の二の四第一項並びに第三十五條の二の六第二項)を「並びに附則第三十五條の二の六第二項」に、「附則第三十五條の二の六第二項」を「附則第三十五條の二の六第二項」に改める部分に限る。)、同法附則第三十五條の二の五までの改正規定、同法附則第三十五條の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五條の四第二項第四号の改正規定(「第三十七條の二」の下に「第三十七條の三」を加える部分に限る。)、同項第五号の改正規定(「第四項第三号」を「第五項第三号」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(「第一項中」の下に「道府県」とあるのは「市町村」と「」を加え、「百分の二」を「百分の一・六」に、「百分の四」を「百分の三・四」に改める部分を除く。)

改正規定(同条第十項に係る部分を除く。)

並びに次条第一項、附則第三條第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項、第十一項、第十六項、第十八項及び第十九項並びに附則第十條第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項及び第十一項の規定、附則第二十九條の規定(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四條第一項及び第三項の表道府県の項第一号の改正規定(株式等譲渡所得割に係る部分に限る。))並びに同表市町村の項中第十八号を第二十号とし、第九号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次のように加える改正規定に限る。)、附則第三十三條第三項及び第四項の規定並びに附則第三十七條の規定(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四條第三項の改正規定に限る。)

平成十六年一月一日

五 略

五の改正規定、同法第七十二条の二十六の改正規定（同条第一項の改正規定（相当する額の事業税）の下に「次項及び第三項において「予定申告に係る事業税額」という。）を加える部分に限る。）並びに同条第二項及び第三項の改正規定を除く。）、同法第七十二条の二十八から第七十二条の三十一まで、第七十二条の三十三から第七十二条の三十四まで、第七十二条の三十七及び第七十二条の三十八の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の三十九から第七十二条の四十一までの改正規定、同条の次に四二の改正規定、同法第七十二条の四十三の改正規定（同条第二項の改正規定を除く。）、同法第七十二条の四十四から第七十二条の四十六まで、第七十二条の四十八及び第七十二条の四十九の改正規定、同条の次に五、款名及び八条を加える改正規定、同法第七十二条の五十一項、第七十二条の五十四第二項、第七十二条の五十五、第七十二条の五十九、第七十二条の六十、第七十二条の六十二から第七十二条の六十四まで、第七十二条の七十一、第七十二条の八十七及び第七十二条の四十一項第十三号の改正規定、同項に二号を加える改正規定（同項第三十五号に係る部分に限る。）、同法第三百四十八条第二項第二号の四及び第六号の改正規定、同項に四号を加える改正規定（同項第三十九号に係る部分に限る。）、同法第三百四十九条の三第四十項の改正規定（「通信・放送機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める部分に限る。）、同法第四百四十七条第一項及び附則第三条の二第二項の改正規定、同法附則第九條第一項の改正規定（平成十五年三月三十一日）を「平成十七年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同条第二項の改正規定（「第七十二条の十四第八項第一号」を「第七十二条の二十四の二第二項第一号」に改める部分に限る。）、同法附則第九條の二、第九條の五及び第十二條の三第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の下に「昭和五十四年法律第四十九号」を加える部分及び「附則第三十二條第六項」を「附則第三十二條第七項」に改める部分を除く。）並びに同法附則第四十條第十項の改正規定並びに次条第二

項、附則第四條第一項、第四項、第六項及び第七項、第五條、第九條並びに第十一条第三項の規定、附則第二十九條の規定（地方交付税法第十四條第二項の改正規定に限る。）、附則第三十一條及び第三十二條の規定、附則第三十七條の規定（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二條第二項及び第三項の改正規定に限る。）並びに附則第三十八條第二項の規定、平成十六年四月一日（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第三十條 前条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条において「新地方交付税法」という。）第十四條第三項の表道府県の項第一号（株式等譲渡所得割に係る部分を除く。）及び同表市町村の項第七号の規定並びに新地方交付税法附則第八條の二の規定は、平成十五年度分の基準財政収入額の算定から適用する。
2 平成十五年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、新地方交付税法第十四條第三項の表道府県の項第一号中「前年度の配当割の課税標準等の額」とあるのは「当該年度の配当割の課税標準等の額」として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第七号中「当該年度において」とあるのは「新增設事業所床面積を除き、当該年度において」とする。
3 新地方交付税法第十四條第一項、第二項並びに第三項の表道府県の項第一号（株式等譲渡所得割に係る部分に限る。）並びに同表市町村の項第九号及び第十号の規定は、平成十六年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。
4 平成十六年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、新地方交付税法第十四條第三項の表道府県の項第一号中「前年度の株式等譲渡所得割の課税標準等の額」とあるのは「当該年度の株式等譲渡所得割の課税標準等の額」として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第九号中「前年度の配当割交付金の交付額」とあるのは「当該年度の配当割交付金の交付見込額」として総務大臣が定める額」と、前年度の株式等譲渡所得割交付金の交付額」とあるのは「当該年度の株式等譲渡所得割交付金の交付見込額」として総務大臣が定める額」とする。
附則（平成一五年三月三十一日法律第一〇号）抄
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五條第六項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二條 第一條の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十五年度分の地方交付税から適用する。この場合において、同法附則第八條の規定は、同年度以降の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額について適用し、平成十二年度分、平成十三年度分及び平成十四年度分に係る第一條の規定による改正前の地方交付税法附則第八條に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額については、なお従前の例による。
（平成十五年における基準財政収入額の算定方法の特例）
第五條 平成十五年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額（都にあっては当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額（以下この項において「平成十五年度減税調整額」という。）を控除した額）の百分の七十五の額、市町村にあっては第二号に掲げる額（特別区にあっては当該額に平成十五年度減税調整額を加算した額）の百分の七十五の額を加算した額とする。
一 イからニまでに掲げる額の合算額（都にあっては、当該合算額に特別区に係る第二号イからハまでに掲げる額の合算額を加算した額）からホ及びヘに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
イ 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十五年度の減収見込額
ロ 所得税法等改正法の施行による法人の事業税の平成十五年度の減収見込額
ハ 地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）の施行による不動産取得税の平成十五年度の減収見込額
ニ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十五年度の減収見込額（地方

税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百三條の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するもの）とされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の減少見込額を除く。）
ホ 地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十五年度の増収見込額
ヘ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十五年度の増収見込額（地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金（地方税法第六百九十九條の三十二の規定により市町村に交付するもの）とされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増加見込額を除く。）
二 イからニまでに掲げる額の合算額（特別区にあってはニに掲げる額）からホ及びヘに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
イ 所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十五年度の減収見込額
ロ 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十五年度の減収見込額
ハ 地方税法等改正法の施行による事業所税の平成十五年度の減収見込額
ニ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十五年度の減収見込額
ホ 地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十五年度の増収見込額
ヘ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金の平成十五年度の増収見込額
（減収見込額という。）は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 道府県民税	当該道府県の区域内に事務所又は税の法人税割事業所を有する法人に係る前年度の分の法人税割の課税標準等の額
二 法人の行	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度の分の事業税の課税標準等の数値

三 不動産取得前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額	三 第一項第二号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という。)は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。
四 道府県たばこ税の課税標準	一 市町村民税 当該市町村の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度の法人税割の課税標準等の額
五 ゴルフ場たばこ税の課税標準	二 市町村たばこ税の課税標準
六 自動車取得前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車の取得税	三 特別土地保有税の課税標準額
	四 事業所税の課税標準額
	五 ゴルフ場利用税の課税標準額
	六 自動車取得前年度の自動車取得税交付金の交付金

する法律(平成十五年法律第十号。以下この項において「平成十五年地方交付税法等改正法」という。)附則第五号第一号ホに掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率(以下この項において「平成十五年減収調整率」という。)を乗じて得た額(以下この項において「平成十五年減収調整率」という。)の百分の七十五に相当する額(以下この項において「平成十五年減収調整率」という。)の百分の七十五に相当する額(以下この項において「平成十五年減収調整率」という。)の百分の七十五に相当する額(以下この項において「平成十五年減収調整率」という。)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一六年三月三十一日法律第一七号) 抄

第一条(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十八条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の表道府県の項第十二号の規定は、平成十七年度分の基準財政収入額の算定から適用する。

附則(平成一六年三月三十一日法律第一八号) 抄

第一条(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十六年度分の地方交付税から適用する。

第五条 平成十六年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額(都にあっては、当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額(以下この項において「平成十六年度減収調整率」という。))を控除した額の百分の七十五の額、市町村にあっては第二号に掲げる額(特別区にあっては、当該額に平成十六年度減収調整率を加算した額)の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからホまでに掲げる額の合算額(都にあっては、当該合算額に特別区に係る次号ロからホまでに掲げる額の合算額を加算した額)から、ホからチまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。)の施行による個人の道府県民税の所得割の平成十六年度の減収見込額

ロ 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十六年度の減収見込額

ハ 所得税法等改正法及び地方税法等改正法の施行による法人の事業税の平成十六年度の減収見込額

二 地方税法等改正法の施行による不動産取得税の平成十六年度の減収見込額

ホ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十六年度の減収見込額(地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。))の同年度の減少見込額を除く)

ヘ 所得税法等改正法の施行による地方消費税の譲渡制及び貨物割の平成十六年度の増収見込額(所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金(地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。))の同年度の増加見込額を除く)

ト 地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十六年度の増収見込額

チ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十六年度の増収見込額(地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金(地方税法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。))の同年度の増加見込額を除く)

二 イからホまでに掲げる額の合算額(特別区にあっては、イ及びヘに掲げる額の合算額)から、トからチまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の所得割の平成十六年度の減収見込額

ロ 所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十六年度の減収見込額

ハ 地方税法等改正法の施行による償却資産に対して課する固定資産税の平成十六年度の減収見込額

ニ 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十六年度の減収見込額

ホ 地方税法等改正法の施行による事業所税の平成十六年度の減収見込額

附則（平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第八十二条 第四十条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成二十年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用する。

2 平成十九年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、第四十条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定の例による。この場合において、同条中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第九十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第六十一条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とする。

附則（平成一八年三月三十一日法律第八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方交付税法第六条の改正規定、同法附則第三条の二を削る改正規定及び同法附則第七条の次に一条を加える改正規定、第二条中交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条の改正規定、同法附則第四条の二及び第四条の三を削る改正規定並びに同法附則第七条の二の改正規定並びに第六条及び第八条の規定並びに附則第一条第一項、第三条第二項、第八条及び第十条の規定 平成十九年四月一日

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次項において「新交付税法」という。）第十二条及び第十三条、附則第四条から第四条の三まで、第六条及び第六条の三並びに別表の規定は、平成十八年度分の地方交付税から適用する。

附則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年二月一五日法律第一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
第二条 平成十八年度分として交付すべき地方交付税については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないので、第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成十九年度分として交付すべき地方交付税の総額に計算して交付することができる。この場合において、同号に掲げる額から同号ロに規定する平成十八年度当初分として交付すべき地方交付税の額を控除した額については、新法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、その全額を普通交付税として交付することができる。

- 一 新法附則第四条の規定により算定された平成十八年度分の地方交付税の総額
- 二 イ及びロに掲げる額の合算額
- イ 平成十八年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額
- ロ 平成十八年度当初分として交付すべき地方交付税の額（同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額及び平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（平成十八年法律第三号）に基づき平成十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に計算された額の合算額をいう。）から当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算

附則（平成一九年三月三〇日法律第四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 目次の改正規定、第九条の三の次に一条を加える改正規定、第十条の三第一項、第十一項、第三、第十一、第十三条の二第一項、第十四条の九第二項第二号、第十六条の四第十二項、第十七条の二第一項、第十九条の九第二項第三号、第二十條の九の三第五項、第二十三條第一項第四号及び第二十四條の改正規定、第二十四條の二を第二十四條の二の二とし、第二十四條の次に一条を加える改正規定、第二十四條の三、第二十四條の四及び第二十五條の改正規定、第二十五條の二第三項の改正規定（「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める部分を除く。）、第五十二條第二項第一号の改正規定、第五十三條第四項の改正規定（「第四十四項」を「第四十五項」に改める部分を除く。）、同条第十四項の改正規定（「第四十二條の六第六項若しくは第七項、第四十二條の七第六項若しくは第七項」を「第四十二條の六第五項、第四十二條の七第五項」に、「第四十二條の十第六項若しくは第七項、第四十二條の十一第六項若しくは第七項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項」に、「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改める部分を除く。）、同条第十八項、第二十五項、第二十九項及び第三十二項の改正規定、同条第三十六項の改正規定（「第四十一項」を「第四十二項」に改める部分を除く。）、同条第三十八項の改正規定（「第四十一項」を「第四十二項」に改める部分を除く。）、第五十五條第五項及び第六十二條第一項の改正規定、第二章第一節第三款第四項を削り、同条第五項を同条第四目とする改正規定、第七十一條の七及び第七十二條の改正規定、第七十二條の二の改正規定（同条第一項第一号ロの改正規定（「第二十九項」を「第二十二項」に改める

部分に限る。）及び同条第九項第四号の改正規定を除く。）、第七十二條の二の二を第七十二條の二の三とし、第七十二條の二の次に一条を加える改正規定、第七十二條の三、第七十二條の五第一項第五号、第七十二條の十二及び第七十二條の十三の見出しの改正規定、同条第二十六項から第三十一項までを削る改正規定、第七十二條の二十三の見出しの改正規定、同条第七項を削る改正規定、第七十二條の二十四、第七十二條の二十四の二、第七十二條の二十四の四、第七十二條の二十四の六から第七十二條の二十四の八まで、第七十二條の二十四の十一第一項及び第二項、第七十二條の二十五、第七十二條の二十六、第七十二條の二十八、第七十二條の二十九第一項及び第二項、第七十二條の三十第二項、第七十二條の三十一第一項、第七十二條の三十三第三項、第七十二條の三十三の二、第七十二條の三十四、第七十二條の三十七第一項、第七十二條の三十八第一項、第七十二條の三十九、第七十二條の四十第一項、第七十二條の四十一、第七十二條の四十八、第七十二條の四十九の三第一項、第七十二條の四十九の八第一項、第七十二條の五十第一項、第二章第二節第五款の款名、第七十二條の七十一、七十二條の七十二、第七十二條の七十八第一項並びに第七十二條の八十の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七十三條の七第四号及び第五号、第二百九十二條第一項第四号並びに第二百九十四條の改正規定、第二百九十四條の二を第二百九十四條の二の二とし、第二百九十四條の次に一条を加える改正規定、第二百九十四條の三、第二百九十四條の四、第二百九十六條、第三百十二條第三項第一号及び第三百二十一條の八第一項の改正規定、同条第三十五項の改正規定（「第四十二條の十第六項若しくは第七項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項」に、「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改める部分を除く。）、同条第三十八項、第三十九項、第三十二項及び第三十四項、第三百二十一條の十一第五項、第三章

分の地方揮発油譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額」と、

十九	航空機燃料前年度の航空機燃料譲与税の譲与額	税の譲与額	は
十九	航空機前年度の航空機燃料譲与税の譲与額	譲与額	は
十九の二	地平成二十一年度分の地方道路譲与税の譲与額	譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額	は

とす。

3 平成二十二年度分の地方交付税に限り、附則第三十三条の規定による改正後の地方自治法特別等に関する暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた新地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十三号の二及び市町村の項第十五号中「地方揮発油譲与税の譲与額」とあるのは、「地方揮発油譲与税の譲与額と前年度の地方道路譲与税の譲与額との合算額」とする。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十一年度分までの地方交付税から適用し、平成二十二年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年六月二四日法律第五七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年二月三日法律第一号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年三月一七日法律第三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十二年分までの地方交付税から適用し、平成二十一年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（雇用対策・地域資源活用臨時特例費の基準財政需要額への算入）

第三条 平成二十二年度分に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	測定単位費用
道府県	円 一人につき 一、〇七〇
市町村	円 一人につき 八三五

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位の数値の算定の基礎

官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項及び別表第一の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年二月三日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（平成二十二年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例）

第二条 平成二十二年度分として交付すべき地方交付税については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない。第一号の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第六條第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十三年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

新法附則第四条の規定により算定された平成二十二年度分の地方交付税の総額

イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十二年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ イに規定する合算額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の三第二項の規定により平成二十二年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額

附則（平成二十三年三月三十一日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十三年度分の地方交付税から適用し、平成二十二年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

平成二十三年度から平成二十七年分までの各年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第

六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは「百分の九十四」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。

附則（平成二十三年五月二日法律第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十三年六月二四日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二十三年六月三〇日法律第八三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 第十四条（地方自治法別表第一地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の項の改正規定に限る）、第十五条及び第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十四条、第八十五条、第八十六条、第九十四条、第九十九条（公害の防止に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）附則第一条第二項ただし書の改正規定（許可を得たもの）の下に「（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたもの）のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすること」となると認められるものを含む。）を加える部分に限る。）に限る。）及び第一百二十三条第一項の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号）抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年二月二日法律第一一六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第一八号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十四年度分の地方交付税から適用し、平成二十三年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則（平成二十四年八月二二日法律第六九号）抄

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
二 第四条の規定並びに附則第十六条、第二十条及び第二十三条の規定 平成三十一年四月一日
三 略
四 第五条の規定並びに附則第十七条、第二十条及び第二十五条の規定 令和二年四月一日

（第三条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第十五条 第三条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年分までの地方交付税から適用し、平成二十五年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（第四条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第十六条 第四条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和元年度分の地方交付税から

適用し、平成三十年分までの地方交付税については、なお従前の例による。
（第五条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第十七条 第五条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和元年度分までの地方交付税から適用し、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十五年三月六日法律第一号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
（平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十五年分における交付税の総額の一部の平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないので、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十五年分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

2 平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないので、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十五年分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

この場合における平成二十四年度における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号に規定する平成二十四年度当初通常収支交付税額及び四千九百十九万五千円を控除した額を普通交付税として交付することができる。

新法附則第四条の規定により算定された平成二十四年度分の地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を控除した額
イ及びロに掲げる額の合算額
ニ 平成二十四年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の合算額
ロ 平成二十四年度当初通常収支交付税額（平成二十四年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額から第一条の規定による改正

正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千四百九十億二千九百七十八万九千円を控除した額及び東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第五条の規定に基づき平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び四千九百十九万五千円を加算した額

附則（平成二十五年三月三〇日法律第四号）抄

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十五年分までの地方交付税から適用し、平成二十四年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

第三条 平成二十五年分限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

Table with 4 columns: 地方団体の種類, 測定単位費用, 道府県, 市町村. Rows include '道府県' and '市町村' with their respective measurement units and costs.

前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に

基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

Table with 2 columns: 測定単位, 表示単位. Rows include '人口' and '官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口'.

附則（平成二十六年二月一七日法律第二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
（平成二十五年分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十六年分における交付税の総額の一部の平成二十五年分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十五年震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないので、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十六年分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

この場合における平成二十五年分における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号に規定する平成二十五年度当初通常収支交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。

新法附則第四条の規定により算定された平成二十五年度分の地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十五年度震災復興特別交付税額を控除した額
イ及びロに掲げる額の合算額
ニ 平成二十五年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の合算額
ロ 平成二十五年度当初通常収支交付税額（平成二十五年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額から第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるため

の六千五百十三億二百四十二万二千円を控除した額及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）附則第二項の規定に基づき平成二十五年分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十條の第三項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

附則（平成二十六年三月三十一日法律第五号）抄

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四条及び第六条の規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十五年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

第三条 平成二十六年分までの地方交付税に係る地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

第四条 第二条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年分までの地方交付税から適用する。

附則（平成二十七年二月二日法律第一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（平成二十六年分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十七年分における交付等）

平成二十六年分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十六年分度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないので、新法第六條第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十七年分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合における平成二十六年分における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号に規定する平成二十六年当初通常収支交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。

附則（平成二十七年三月三十一日法律第二号）抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十六年分までの地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十六年分度震災復興特別交付税額を控除した額
- 二 イ及びロに掲げる額の合算額
- イ 平成二十六年分における新法第十條第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額
- ロ 平成二十六年当初通常収支交付税額（平成二十六年分の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるため五十七億二千三百二十一万五千円を控除した額及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二号）附則第二項の規定に基づき平成二十六年分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十條の第三項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

附則（平成二十七年九月四日法律第六号）抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第一条第二号の改正規定（平成二十七年四月一日）を「平成二十九年四月一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第四号及び第六号の改正規定、同法附則第十三條第二項の改正規定並びに同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定 公布の日

附則（平成二十七年三月三十一日法律第三号）抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十七年分までの地方交付税から適用し、平成二十六年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

第三条 平成二十七年分までの地方交付税に係る新地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成二十八年一月二六日法律第四号）抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）
第一百五條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十八年一月二六日法律第四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年三月三十一日法律第二号）抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十七年分として交付すべき地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十七年分度震災復興特別交付税額を控除した額
- 二 イ及びロに掲げる額の合算額
- イ 平成二十七年分における新法第十條第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額
- ロ 平成二十七年当初通常収支交付税額（平成二十七年分の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるため五十七億二千三百二十一万五千円を控除した額及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第一号）附則第二項の規定に基づき平成二十七年分として交付

附則（平成二十七年三月三十一日法律第二号）抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成三十一年三月二十九日法律第二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から八まで 略

九 第六条及び第九条並びに附則第二十二條、第二十五條及び第三十條第三項の規定 令和十六年四月一日

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置等）

第三十條 前条の規定による改正後の地方交付税法（次項及び第三項において「新地方交付税法」という。）第十四條第一項及び第三項の規定は、令和元年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る前条の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 令和元年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十三号中「前年度の地方揮発油譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の地方揮発油譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

3 令和十六年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十五号中「前年度の自動車重量譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の自動車重量譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四條の規定 公布の日

二 附則第二十一條（昭和三十二年法律第九十條）第四條の三第一項及び第三十三條の五の三の改正規定に限る。、第十二條第一項及び第十三條から第十五條までの規定 平成三十二年四月一日

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第十四條 前条の規定による改正後の地方交付税法（次項及び第三項において「新地方交付税法」という。）第十四條第一項及び第三項の規定は、令和元年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、令和元年度分までの地方交付税に係る前条の規定による改正前の地方交付税法（次項において「旧地方交付税法」という。）第十四條の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 新地方交付税法附則第八條の規定は、令和元年度以降の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過小又は算定過大と認められる額の算定について適用し、平成二十九年分、平成三十年分及び令和元年度分に係る旧地方交付税法附則第八條に規定する基準税額等のうち算定過小又は算定過大と認められる額の算定

については、なお従前の例による。この場合において、平成二十九年度分、平成三十年度分及び令和元年度分に係る同条の規定の適用については、同条中「当該年度以後三年度以内の年度の基準税額等」とあるのは、「当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等（令和元年度以降の年度分においては特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）附則第十三條による改正後の第十四條第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別法人事業譲与税に係る同表の基準税額等を含む。）」とする。

3 令和元年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成三十一年三月二十九日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和元年度分の地方交付税から適用し、平成三十年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則（令和三年二月三日法律第三号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和三年度分の地方交付税から適用し、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（令和三年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条 令和三年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

2 この法律の施行の日（附則第五條第二項において「施行日」という。）から地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新地方交付税法附則第七條の四の規定の適用については、同条第一号へ中「平成二十八年地方税法等改正法第二條の規定による改正前の地方税法（次号ホにおいて「平

成二十八年改正前の地方税法」という。）に規定する自動車取得税」とあるのは、「自動車取得税」と、同号リ中「平成二十八年地方税法等改正法第九條の規定による廃止前の地方法人特別譲与税」とあるのは、「地方法人特別譲与税」と、同条第二号ホ中「平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車取得税交付金」とあるのは、「自動車取得税交付金」と、同号へ中「地方税法第七十七條の六」とあるのは、「平成三十一年地方税法等改正法第二條の規定による改正後の地方税法第七十七條の六」とする。

附則（令和二年二月五日法律第一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

成二十八年改正前の地方税法」という。）に規定する自動車取得税」とあるのは、「自動車取得税」と、同号リ中「平成二十八年地方税法等改正法第九條の規定による廃止前の地方法人特別譲与税」とあるのは、「地方法人特別譲与税」と、同条第二号ホ中「平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車取得税交付金」とあるのは、「自動車取得税交付金」と、同号へ中「地方税法第七十七條の六」とあるのは、「平成三十一年地方税法等改正法第二條の規定による改正後の地方税法第七十七條の六」とする。

附則（令和二年三月三十一日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和元年度分の地方交付税から適用し、平成三十年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則（令和三年二月三日法律第三号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和三年度分の地方交付税から適用し、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（令和三年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条 令和三年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

2 この法律の施行の日（附則第五條第二項において「施行日」という。）から地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新地方交付税法附則第七條の四の規定の適用については、同条第一号へ中「平成二十八年地方税法等改正法第二條の規定による改正前の地方税法（次号ホにおいて「平

成二十八年改正前の地方税法」という。）に規定する自動車取得税」とあるのは、「自動車取得税」と、同号リ中「平成二十八年地方税法等改正法第九條の規定による廃止前の地方法人特別譲与税」とあるのは、「地方法人特別譲与税」と、同条第二号ホ中「平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車取得税交付金」とあるのは、「自動車取得税交付金」と、同号へ中「地方税法第七十七條の六」とあるのは、「平成三十一年地方税法等改正法第二條の規定による改正後の地方税法第七十七條の六」とする。

附則（令和二年二月五日法律第一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和元年度分の地方交付税から適用し、平成三十年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則（令和三年二月三日法律第三号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和三年度分の地方交付税から適用し、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（令和三年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条 令和三年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

2 この法律の施行の日（附則第五條第二項において「施行日」という。）から地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新地方交付税法附則第七條の四の規定の適用については、同条第一号へ中「平成二十八年地方税法等改正法第二條の規定による改正前の地方税法（次号ホにおいて「平

成二十八年改正前の地方税法」という。）に規定する自動車取得税」とあるのは、「自動車取得税」と、同号リ中「平成二十八年地方税法等改正法第九條の規定による廃止前の地方法人特別譲与税」とあるのは、「地方法人特別譲与税」と、同条第二号ホ中「平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車取得税交付金」とあるのは、「自動車取得税交付金」と、同号へ中「地方税法第七十七條の六」とあるのは、「平成三十一年地方税法等改正法第二條の規定による改正後の地方税法第七十七條の六」とする。

附則（令和二年二月五日法律第一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第五号）抄

（施行期日）

額」とあるのは「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

別表第一（第十二条第四項関係）

地経費の種類	測定単位	単位費用
道一 警察警察職員数	円	一人につき
府二 土木		八、四四〇、〇〇〇
道二 道路道路の面積		千平方メートルにつき
道一 橋りよう		三五、〇〇〇
道一 道路の延長		一キロメートルにつき
道二 河川河川の延長		九五〇、〇〇〇
道二 港湾港湾における係留施設		一キロメートルにつき
道三 港湾港湾における係留施設		八四、〇〇〇
道三 港湾港湾における係留施設		九〇〇
道三 港湾港湾における係留施設		一メートルにつき
道三 港湾港湾における係留施設		六〇
道三 港湾港湾における係留施設		一メートルにつき
道三 港湾港湾における係留施設		二〇〇
道三 港湾港湾における係留施設		一メートルにつき
道三 港湾港湾における係留施設		五〇
道三 港湾港湾における係留施設		一メートルにつき
道三 港湾港湾における係留施設		一、二四〇

三 教育	小学教職員数	一人につき
一 教育	小学教職員数	六、〇四一、〇〇〇
二 教育	中学教職員数	一人につき
二 教育	中学教職員数	五、九四三、〇〇〇
三 教育	高等教職員数	一人につき
三 教育	高等教職員数	六、六六六、〇〇〇
四 教育	生徒数	一人につき
四 教育	生徒数	五九、三〇〇
五 教育	特別教職員数	一人につき
五 教育	特別教職員数	五、五九七、〇〇〇
六 教育	学級数	一学級につき
六 教育	学級数	二、一九八、〇〇〇
七 教育	その他の教育	一人につき
七 教育	その他の教育	三、三八〇
八 教育	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき
八 教育	高等専門学校及び大学の学生の数	二一、〇〇〇
九 教育	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき
九 教育	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	三〇五、五四〇
十 教育	厚生	一人につき
十 教育	厚生	九、四四〇
十一 教育	生活町村部人口	一人につき
十一 教育	生活町村部人口	一九、七〇〇
十二 教育	社会人口	一人につき
十二 教育	社会人口	一四、九〇〇
十三 教育	衛生人口	一人につき
十三 教育	衛生人口	五五、七〇〇
十四 教育	高齢六十五歳以上人口	一人につき
十四 教育	高齢六十五歳以上人口	九一、八〇〇
十五 教育	七十五歳以上人口	一人につき
十五 教育	七十五歳以上人口	四二七
十六 教育	労働人口	一人につき
十六 教育	労働人口	一一五、〇〇〇
十七 教育	農業農家数	一戸につき
十七 教育	農業農家数	一一五、〇〇〇

一 行政費	林野公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき
一 行政費	林野公有以外の林野の面積	二、二〇〇
二 行政費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき
二 行政費	公有林野の面積	一五、四〇〇
三 行政費	水産水産業者数	一人につき
三 行政費	水産水産業者数	三五八、〇〇〇
四 行政費	商工人口	一人につき
四 行政費	商工人口	二、〇一〇
五 行政費	総務	一世帯につき
五 行政費	総務	五、七〇〇
六 行政費	徴税世帯数	一人につき
六 行政費	徴税世帯数	八五四、〇〇〇
七 行政費	地域人口	一人につき
七 行政費	地域人口	五三六
八 行政費	災害災害復旧事業費の財源に充てるため発行	千円につき
八 行政費	災害災害復旧事業費の財源に充てるため発行	九五〇
九 行政費	可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき
九 行政費	可を得た地方債に係る元利償還金	八〇〇
十 行政費	補正平成四年度から平成十年度までの各年度	千円につき
十 行政費	補正平成四年度から平成十年度までの各年度	八〇〇
十一 行政費	算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき
十一 行政費	算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	三二
十二 行政費	平成十六年度から令和三年度までの各年度	千円につき
十二 行政費	平成十六年度から令和三年度までの各年度	三二
十三 行政費	算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の額	千円につき
十三 行政費	算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の額	五九

市一 消防人口	又は許可を得た地方債の額	千円につき
市一 消防人口	又は許可を得た地方債の額	一一、五〇〇
市二 消防人口	平成十四年度から令和三年度までの各年度	千円につき
市二 消防人口	平成十四年度から令和三年度までの各年度	三二
市三 消防人口	当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき
市三 消防人口	当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	五九
市四 消防人口	個人の道府県民税に千円につき	千円につき
市四 消防人口	個人の道府県民税に千円につき	五九
市五 消防人口	平成八年度から平成十四年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	千円につき
市五 消防人口	平成八年度から平成十四年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	六〇
市六 消防人口	臨時財政対策債の財源に充てるため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	千円につき
市六 消防人口	臨時財政対策債の財源に充てるため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	一一
市七 消防人口	日本大震災令和三年度までの各年度	千円につき
市七 消防人口	日本大震災令和三年度までの各年度	一一
市八 消防人口	急防大震災全国緊急防災策等債償還等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき
市八 消防人口	急防大震災全国緊急防災策等債償還等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	一一
市九 消防人口	令和元年度から令和三年度までの各年度	千円につき
市九 消防人口	令和元年度から令和三年度までの各年度	一一
市十 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	千円につき
市十 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	一一
市十一 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	千円につき
市十一 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	一一
市十二 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	千円につき
市十二 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	一一
市十三 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	千円につき
市十三 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	一一
市十四 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	千円につき
市十四 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	一一
市十五 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	千円につき
市十五 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	一一
市十六 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	千円につき
市十六 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	一一
市十七 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	千円につき
市十七 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	一一
市十八 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	千円につき
市十八 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	一一
市十九 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	千円につき
市十九 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	一一
市二十 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	千円につき
市二十 消防人口	国令強靱化三年度までの各年度	一一

2 校費 中学生徒数	1 橋りょう 道路の面積	2 費 港湾の延長	3 都市都市計画区域における人口	4 費 都市公園の面積	5 道費 下水人口	6 他の土木	3 計画費 公園人口	1 校費 小学児童数	2 費 教育
四二、〇〇〇	一、三〇〇	〇〇〇	九六八	五二八	一〇一	一、三八〇	九六八	四、〇〇〇	〇〇
一人につき	七	二八、	一人につき	平方メートルにつき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき

1 費 徴税世帯数	2 費 総務	3 費 商工人口	4 費 林野林業及び水産業の従事者数	1 費 農業農家数	2 費 行政費	3 費 水産行政業者数	4 費 その他	1 費 生活市部人口	2 費 社会人口	3 費 保健人口	4 費 高年齢人口	5 費 清掃人口	6 費 産業	7 費 経済費	8 費 行政費	9 費 林業及び水産業の従事者数	10 費 行政費	11 費 徴税世帯数
四、一五〇	一、三五〇	一、三五〇	四七、〇〇〇	九〇、五〇〇	九〇、五〇〇	四七、〇〇〇	七五、七〇〇	九、四五〇	二七、七〇〇	八、三一〇	六九、八〇〇	八〇、五〇〇	五、〇二〇	一、〇二〇	一、〇二〇	四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	四、一五〇
一世帯につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一世帯につき

1 費 地方債の償還	2 費 地方債の償還	3 費 地方債の償還	4 費 地方債の償還	5 費 地方債の償還	6 費 地方債の償還	7 費 地方債の償還	8 費 地方債の償還	9 費 地方債の償還	10 費 地方債の償還	11 費 地方債の償還	12 費 地方債の償還	13 費 地方債の償還	14 費 地方債の償還	15 費 地方債の償還	16 費 地方債の償還	17 費 地方債の償還	18 費 地方債の償還	19 費 地方債の償還	20 費 地方債の償還
一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五
平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき

11 費 地方債の償還	12 費 地方債の償還	13 費 地方債の償還	14 費 地方債の償還	15 費 地方債の償還	16 費 地方債の償還	17 費 地方債の償還	18 費 地方債の償還	19 費 地方債の償還	20 費 地方債の償還
一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五	一、〇二五
平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき	平方メートルにつき

別表第二(第十二条第五項関係) 道府県 人口 一人につき 九、一〇〇

市町村		面積
人口	面積	面積
円	一、〇九三、〇〇〇	一、〇九三、〇〇〇
一人につき 一七、七〇〇		
一、〇九三、〇〇〇		
二、二一〇、〇〇〇		